

第5次おぢや男女共同参画プラン (案)

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 14 年に「おぢや男女共同参画プラン」を策定して以降、計画に基づき、これまでに各種施策を推進してきました。

令和 2 年に実施した「男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」結果を前回調査（平成 27 年度）と比較すると、女性の自立や社会参加は着実に進んでいるものの、依然として固定的な性別役割分担意識の解消や政策・方針決定過程への女性の参画、ワーク・ライフ・バランスの推進、男女間のあらゆる暴力の防止など多くの課題が残されています。

令和 3 年 3 月に策定した「第五次小千谷市総合計画後期基本計画」においても、男女がともに利益も責任も分かち合っていくように、性別にとらわれることなく、家庭、職場、地域など様々な分野で個性や能力を十分に発揮できる環境を整備する必要があるとしています。

また、男女共同参画は、単に理念としての男女平等な社会づくりだけでなく、人口減少・少子高齢化対策としても、今後さらに重要性が高まります。

そこで、市民・事業所意識調査及び「第 4 次おぢや男女共同参画プラン」に基づく各施策の取組状況、社会情勢の変化などを踏まえ、基本目標、重点目標を見直し、今後の男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進するため、「第 5 次おぢや男女共同参画プラン」を策定します。

また、平成 28 年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく小千谷市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を本計画と一体のものとして策定することにより、この計画全体の実効性を高めることとします。

2 計画策定の背景

（1）世界の動き

国連は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とし、「国際婦人年世界会議」において、各国が取るべき施策の指針となる「世界行動計画」を採択し、世界規模で女性問題への本格的な取組を始めました。

昭和 54 年（1979 年）の国連第 34 回総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、昭和 60 年（1985 年）には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、2000 年まで婦人の地位向上のための取組を継続することが確認されました。

平成 7 年（1995 年）には、「第 4 回世界女性会議（北京会議）」が開催され、国際的指針となる「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。また、平成 17 年（2005

年)には、ニューヨークで「北京+10」世界閣僚級会議が開催され、「行動綱領」等の再確認を柱とした宣言がされました。

平成23年(2011年)には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足し、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等などに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。北京で開催された第4回世界女性会議の採択から20年を迎えた平成27年(2015年)には、「北京+20」として国連婦人の地位委員会閣僚級会議が開催されました。

同年、国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」において、ジェンダー平等、女性のリーダーシップ増進や暴力の撤廃などが掲げられており、各国で取組が加速しています。

(2) 国の動き

昭和50年、総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置、昭和52年「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題と施策の方向を明らかにし、総合的、効果的な推進を図ってきました。その結果、「男女雇用機会均等法」の制定など女性に関する施策の取組が進み、昭和60年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准されました。

平成8年には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行、それに基づいた「男女共同参画基本計画」が平成12年に策定されました。

平成13年には、内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置され、推進体制が強化されました。また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。

平成19年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が作成されました。

平成22年には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、平成24年には、経済社会の再生に向け、女性の活躍促進のため「女性の活躍促進による経済活性化行動計画～動く「なでしこ」大作戦～」が策定されました。

平成28年には、女性の職場生活における活躍の推進に関する「女性活躍推進法」が施行されました。

令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 新潟県の動き

昭和52年に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本として女性問題解決に向けた取組が始まりました。昭和60年には、「新潟県婦人対策の方向」が策定され、平成4年にはこれを改定し、「にいがたオアシス女性プラン」が策定されました。平成8年には、「ニューにいがた女性プラン」、平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定されました。

平成 14 年には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニソンプラザ内に開設しました。

平成 18 年には、「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」が策定され、ハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録制度が開始されました。

平成 19 年には、「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」を行いました。

平成 29 年には、平成 29 年度から令和 3 年度までを計画期間とする「第 3 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

（4）小千谷市の動き

平成 12 年 4 月、女性政策の窓口を設置し、男女共同参画社会づくりに取り組み始めました。

平成 14 年 2 月に「おぢや男女共同参画プラン」を策定し、庁内の推進組織として「男女共同参画推進会議」、同年 9 月に「おぢや男女共同参画プラン推進懇談会」を設置しました。平成 15 年には、市民組織として「男女共同参画に関わる交流会議」が組織されました。

その後も計画推進に向けた取組を進め、平成 29 年 3 月に平成 29 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）までの 5 年間の計画期間とする「第 4 次おぢや男女共同参画プラン」を策定しました。

令和 2 年には、「第 5 次おぢや男女共同参画プラン」の策定のため、男女共同参画社会に関する市民・事業所意識調査を実施しました。

3 計画の位置づけ

- （1）この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び「新潟県男女共同参画計画」と整合性を有し、行政と市民・企業・団体等との連携を図りながら取り組むべき施策の方針や事業を示したもので、本市の男女共同参画社会形成に関する基本的で総合的な計画です。
- （2）この計画は、「第五次小千谷市総合計画」の分野別計画であり、関連する各種計画の施策の推進に際して、男女共同参画の視点から指針となる計画です。
- （3）この計画は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく、小千谷市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけられる計画です。

4 計画の期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画とします。

計画の実施状況や社会状況の変化に伴い、全体的な評価・点検を行いながら、必要に応じて見直しを行います。

第2章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「男女が共に参画できる心豊かなまちに」を基本理念とします。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれず、それぞれが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の4つの基本目標を設定します。

I 男女平等を推進する意識づくり

男女共同参画を進めるための意識づくりとして、固定的な性別役割分担意識を解消していくための情報発信や啓発活動に努めます。

また、学校などにおける男女平等や人権の尊重の意識づけを図るための教育を推進します。

II 男女が共に参画でき、安心して暮らせる活力あるまちづくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大し、地域活動や地域防災などの活動に對等に参画できるための取組を促進します。

III 男女が共に働きやすい環境づくり

労働の場における男女平等の促進とハラスメント防止対策などの労働環境の整備を進めます。

また、男性の家事・子育て・介護への参加を含めたワーク・ライフ・バランスを推進し、女性が職業生活において活躍するため、男女が共に仕事と家庭生活などを両立できる社会の実現に努めます。

IV 男女の人権尊重と生涯を通じた健康づくり

男女の人権尊重と生涯にわたる心身の健康のため、あらゆる暴力の防止と被害者への支援、性差に応じた健康づくりを支援します。

また、生活上の困難を抱える人の生活の安定と、経済的自立を支援します。

3 計画の体系

基本理念 ～男女が共に参画できる心豊かなまちに～

基本目標		重点目標		施策の方向	
I	男女平等を推進する意識づくり	1	男女共同参画の意識づくり	(1)	男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
		2	男女平等を推進する教育・学習の充実	(1)	男女平等意識に基づく学校等における教育の充実
II	男女が共に参画でき、安心して暮らせる活力あるまちづくり	1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1)	審議会等への女性の登用促進
				(2)	女性の能力を発揮するための環境整備 ※
		2	地域活動等における男女共同参画の促進	(1)	地域活動における男女共同参画の促進
(2)	防災活動における男女共同参画の促進				
(3)	在住外国人への支援				
III	男女が共に働きやすい環境づくり	1	労働の場における男女平等の促進	(1)	雇用の場における男女平等を促進するための啓発 ※
				(2)	商工業・農業等自営業における男女共同参画の推進 ※
				(3)	ハラスメント防止に向けた取組 ※
		2	仕事と家庭生活を両立できる環境の整備	(1)	男性の家事・子育て・介護への参加促進 ※
				(2)	子育て支援対策の充実 ※
				(3)	高齢者や障がい者等介護支援対策の充実 ※
IV	男女の人権尊重と生涯を通じた健康づくり	1	あらゆる暴力の根絶	(1)	暴力の防止に向けた意識啓発と理解の促進
				(2)	相談と支援体制の充実
		2	生涯を通じた男女の健康支援	(1)	「性と生殖に関する健康と権利」を尊重した健康支援
				(2)	性差に応じた健康支援
		3	生活上の困難を抱える人への支援	(1)	生活困窮者の生活の安定と自立に向けた支援 ※

※「女性活躍推進計画」に位置づける項目

第3章

計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女が共に参画でき、安心して暮らせる活力あるまちづくり
- 基本目標Ⅲ 男女が共に働きやすい環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女の人権尊重と生涯を通じた健康づくり

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する意識づくり

重点目標1 男女共同参画の意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識づくりが必要です。

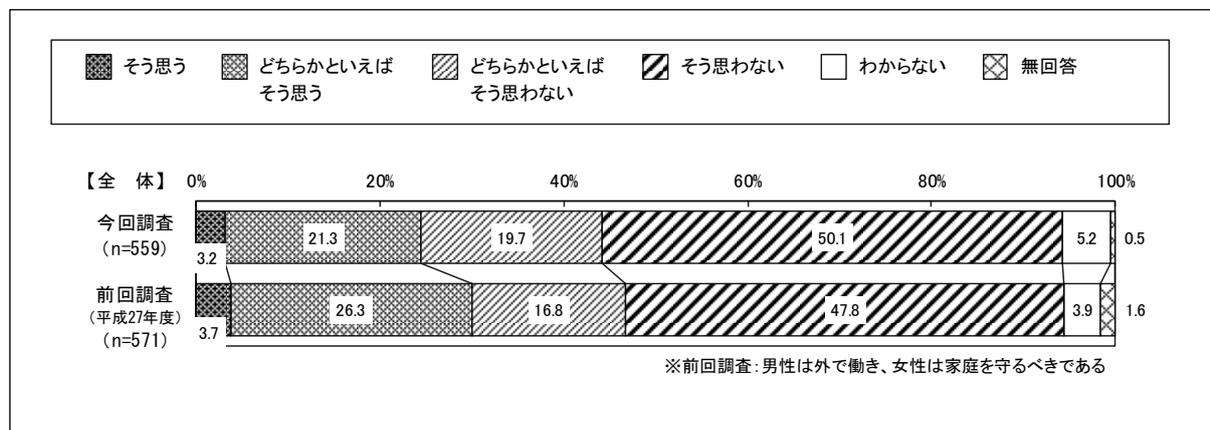
市民意識調査において、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考え方の設問に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した割合が69.8%で、前回調査と比較して5.2ポイント増加しており、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されつつありますが、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は24.5%と依然として根強く残っていることがうかがえます。

本市では、これまでも様々な機会を通じて情報発信や啓発活動を通じ、男女平等意識の向上に取り組んできました。男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進むとともに、女性の地位向上や男女平等に対する意識にも変化がみられ、女性の社会進出や男性の家事への参加なども増えてきました。しかし、市民意識調査の中では、男女の地位の平等感に関する設問7項目中6項目において、「男性が優遇されている」と感じている人の割合が平等と感じている人の割合より高く、男女の不平等感は解消されていません。

特に「地域社会の中で」の項目では、全国調査や県調査と比較すると、「男性が優遇されている」と感じている人の割合が高くなっています。

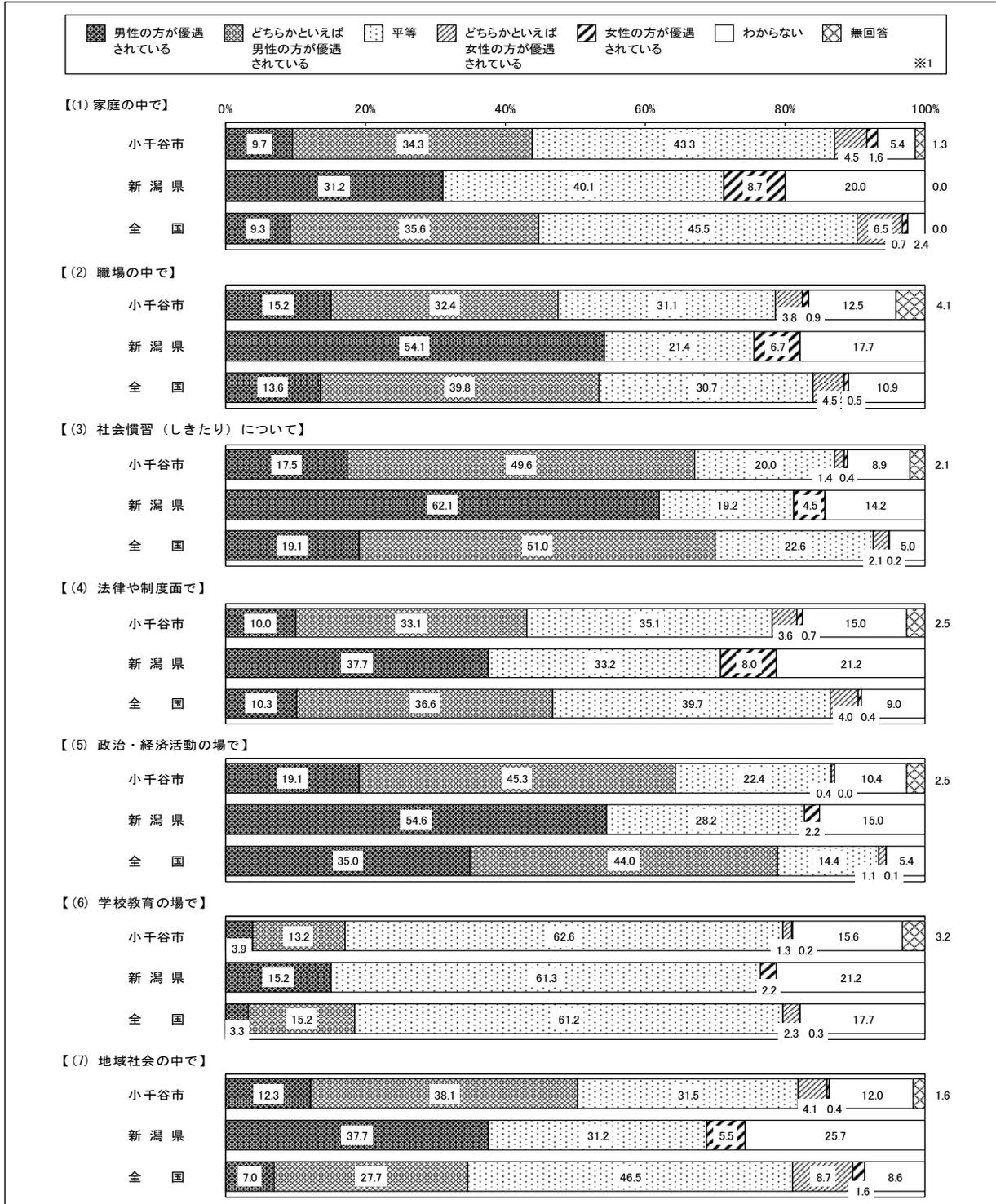
一人ひとりが身近な問題として、自分の暮らしや働き方、意識を見つめなおすとともに、性別や年齢を問わず、全ての人々が様々な分野において、活躍し、能力が発揮されるように、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて継続的に取り組む必要があります。

「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」の考え方



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

男女の地位の平等感（小千谷市・新潟県・全国）



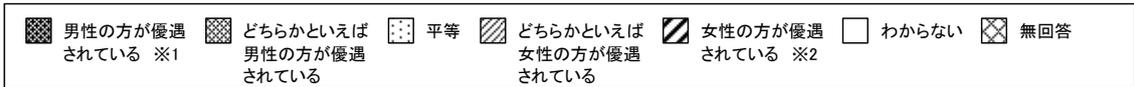
※1 選択肢について
 新潟県調査：「男性の方が優遇されている」、「平等である」、「女性の方が優遇されている」、「どちらともいえない」
 全国調査：「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が非常に優遇されている」、「わからない」

資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」
 新潟県「平成28年度県民アンケート調査」
 内閣府「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」

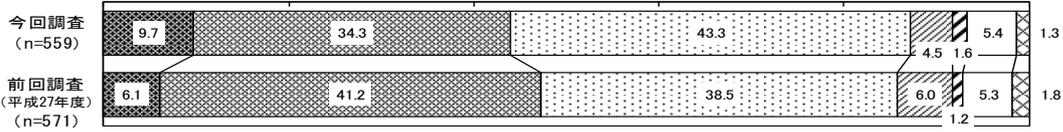
		「男性が優遇されている」計	「女性が優遇されている」計
(1) 家庭の中で	小千谷市	44.0%	6.1%
	新潟県(平成28年度)	31.2%	8.7%
	全 国(令和元年度)	44.9%	7.2%
(2) 職場の中で	小千谷市	47.6%	4.7%
	新潟県(平成28年度)	54.1%	6.7%
	全 国(令和元年度)	53.4%	5.0%
(3) 社会慣習(しきたり)について	小千谷市	67.1%	1.8%
	新潟県(平成28年度)	62.1%	4.5%
	全 国(令和元年度)	70.1%	2.3%
(4) 法律や制度面で	小千谷市	43.1%	4.3%
	新潟県(平成28年度)	37.7%	8.0%
	全 国(令和元年度)	46.9%	4.4%
(5) 政治・経済活動の場で	小千谷市	64.4%	0.4%
	新潟県(平成28年度)	54.6%	2.2%
	全 国(令和元年度)	79.0%	1.2%
(6) 学校教育の場で	小千谷市	17.1%	1.5%
	新潟県(平成28年度)	15.2%	2.2%
	全 国(令和元年度)	18.5%	2.6%
(7) 地域社会の中で	小千谷市	50.4%	4.5%
	新潟県(平成28年度)	37.7%	5.5%
	全 国(令和元年度)	34.7%	10.3%

資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

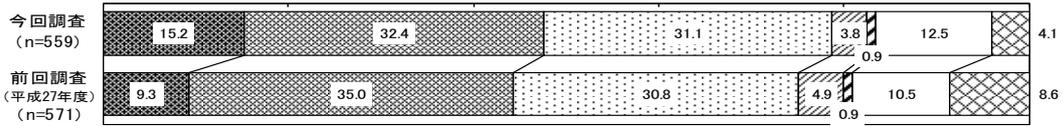
男女の地位の平等感（令和 2 年度・平成 27 年度）



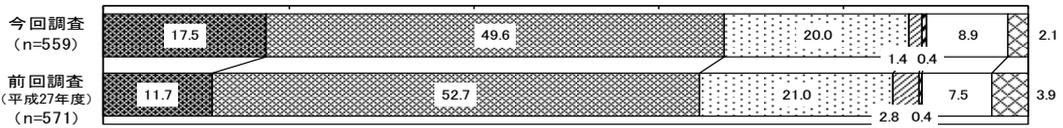
【(1)家庭の中で】



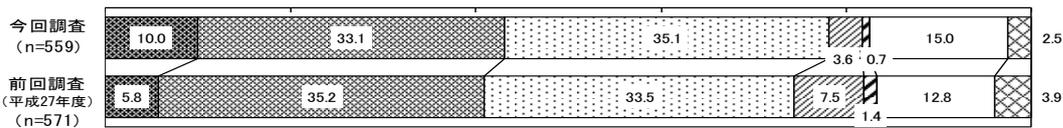
【(2)職場の中で】



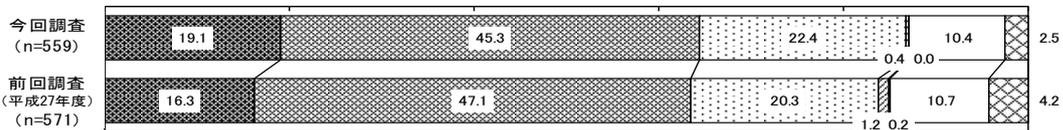
【(3)社会慣習(しきたり)について】



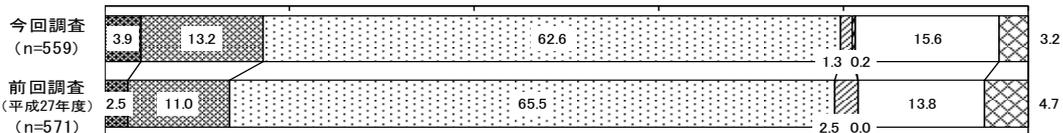
【(4)法律や制度面で】



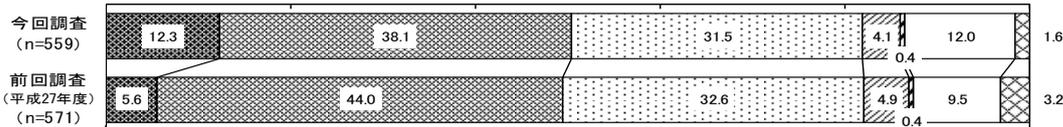
【(5)政治・経済活動の場で】



【(6)学校教育の場で】



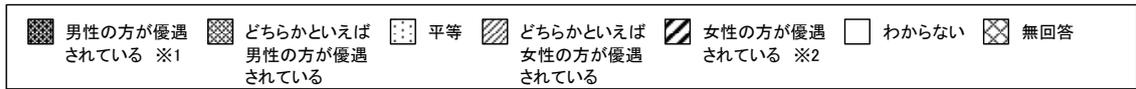
【(7)地域社会の中で】



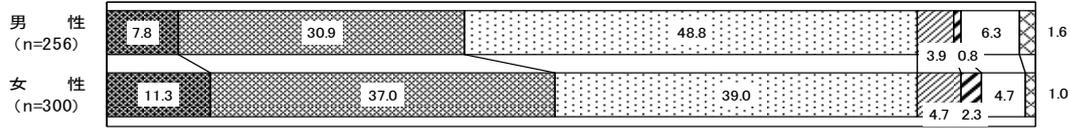
選択肢について
 ※1 前回調査:「男性の方が非常に優遇されている」
 ※2 前回調査:「女性の方が非常に優遇されている」

資料：小千谷市「令和 2 年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

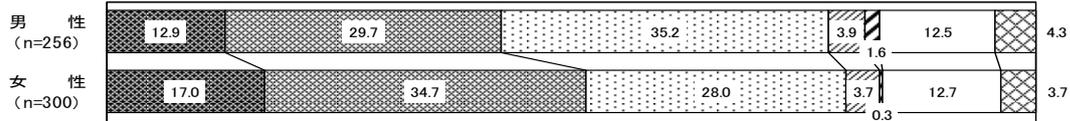
男女の地位の平等感（男女別）



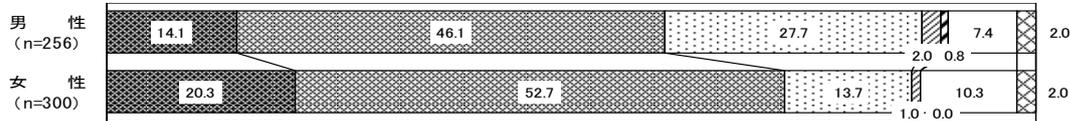
【(1)家庭の中で】



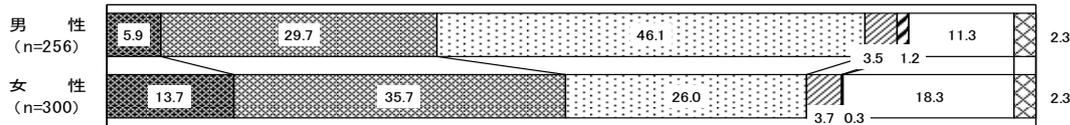
【(2)職場の中で】



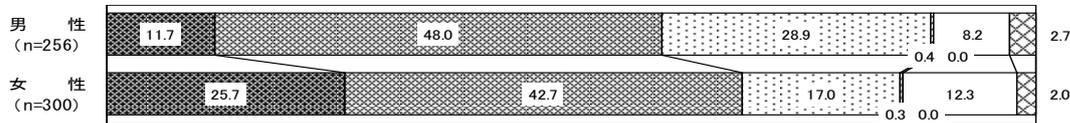
【(3)社会慣習(しきたり)について】



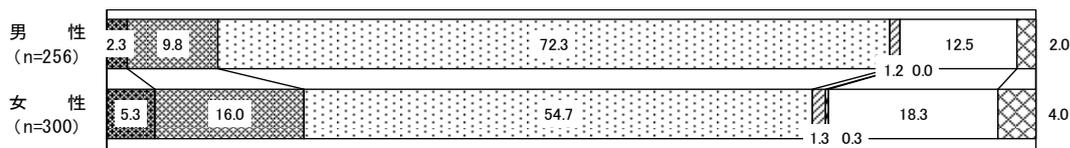
【(4)法律や制度面で】



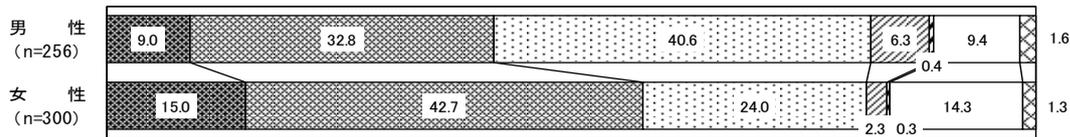
【(5)政治・経済活動の場で】



【(6)学校教育の場で】



【(7)地域社会の中で】



選択肢について
 ※1 前回調査:「男性の方が非常に優遇されている」
 ※2 前回調査:「女性の方が非常に優遇されている」

資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

【施策の方向】

(1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

男女共同参画を誰もが当たり前で身近なこととして意識し、あらゆる世代に正しく理解されるよう、広報・啓発活動を推進します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.男女共同参画についての広報活動	・広報おぢや、ホームページ等による広報、市役所など公共施設の情報コーナーを活用して男女共同参画への意識啓発のための情報提供に努めます。	市民生活課 健康未来こども課 生涯学習課
2.講演会等啓発事業	・市民向けの講演会やセミナーを開催し、男女共同参画の意識付けを図ります。	市民生活課
3.各種団体、事業所、関係機関と連携した啓発活動	・市民グループ、事業所、公民館分館等が行う学習会、啓発活動へ講師を派遣します。	市民生活課 商工振興課 生涯学習課

重点目標 2 男女平等を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

市民意識調査では、学校教育の場での男女の地位の平等感について、62.6%が「平等」と回答し、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、前回調査と比較すると2.9ポイント減少しています。また、「平等」と回答した人のうち、女性が54.7%、男性が72.3%で、男性の方が高くなっています。

小千谷市が「男女共同参画社会」に向け力を入れていくべきことについての設問に、27.2%が「学校教育や職場、地域などにおいて、男女共同参画の意識を育む学習を充実すること」と回答しており、教育・学習機会の充実が求められています。

男女共同参画の推進には、幼少期からの教育が大切であることから、保育園・認定こども園や学校教育の中で、性別にとらわれることなく学び、能力を高め、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画意識を高める教育・学習の充実が必要です。

近年は性の多様化が見られる一方でLGBTなど性的マイノリティに対する理解は十分に進んでおらず、周囲に公言できる環境が整っていないため、困難な状況に置かれている場合があります。今後は性の多様性への配慮と理解の促進や、人権尊重の観点から総合的な支援をしていくことが必要です。

学校教育においては、発達段階に応じて、個性や能力を尊重し、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなどについて、道徳教育をはじめ、様々な教育活動において男女平等の推進が図られるように、教職員を対象とした研修等の充実が必要となります。

生涯学習においては、あらゆる世代の人々に対し、様々な機会を通じて、男女平等意識を育む学習環境を整備充実させていく必要があります。生涯学習や地域行事の場では、女性の活躍が多く見られる一方で、市民意識調査「社会習慣（しきたり）について」の項目において、男女が平等であると思う割合は20%前後で推移しており、依然として低い水準です。このため学校教育同様に、性別にとらわれない男女共同参画意識を高める教育・学習の推進が必要となります。

また、メディアの多様化により、様々な情報がもたらされており、その中には男女平等や男女共同参画の視点から好ましくない表現も認められます。メディア等の情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を向上させるための学習機会の提供を行うとともに、活用できる能力（メディア・リテラシー）が求められています。

【施策の方向】

(1)男女平等意識に基づく学校等における教育の充実

次代を担う子どもが、性別にとらわれず将来様々な分野にわたり活動しやすくするため、男女共同参画に係る教育や学習機会の充実を図ります。

子どもの発達段階に応じて、人権尊重や男女平等意識を高め、個性や能力を重視した教育を推進します。

教職員に対しては、人権や差別に対する正しい理解と認識を深め、適切な指導をすることができるよう、意識啓発や研修の充実を図ります。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.人権教育の推進	・人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力を兼ねた教育を推進します。	学校教育課 健康未来こども課 市民生活課
2.教職員研修の充実	・保育園・認定こども園、学校における教職員研修を充実します。	学校教育課 健康未来こども課
3.保育園・認定こども園、学校の連携推進	・情報交換や家庭・地域との合同の取組を行い、学区のネットワークづくりを推進します。	学校教育課 健康未来こども課

(2)生涯学習機会の提供

生涯にわたり男女共同参画を学ぶことができるように、多様な学習機会の提供と参加しやすい環境づくりを推進します。また、公民館事業等における活動の中で、意識啓発に関わる講座を行います。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.男女共同参画セミナーの開催と参加推進	・男女共同参画の理解促進のため、セミナーを開催します。	市民生活課
2.社会人向け講座の開催	・社会人向け公民館事業や、市民グループを対象に男女共同参画を視点とした講座を開催します。 ・市民向け出前講座において、人権に関する講座の講師を派遣します。	生涯学習課 市民生活課

3.高齢者学級講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> • 公民館の高齢者学級において男女共同参画を視点とした講座を開催します。 	生涯学習課
4.家庭教育研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 小中学校で行われる少年期における家庭教育講演会や学習会等に講師を派遣します。 	生涯学習課
5.健やかな妊娠と出産を学ぶ教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> • 妊婦やそのパートナーなどを対象に、うぶごえ教室を開催します。 	健康未来こども課
6.子育て講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 地域子育て支援拠点において各種子育て講座を開催します。 	健康未来こども課
7.男女共同参画ワークショップの実施	<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画の理解促進のため、市民とともに考えるワークショップを実施します。 	生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画でき、安心して暮らせる活力あるまちづくり

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

私たちの生活をより質の高い豊かなものにしていくためには、男性と女性を社会の対等な構成員として意見を均等に受け入れ、共に政策・方針決定過程に参画し、責任を担っていくことが重要です。

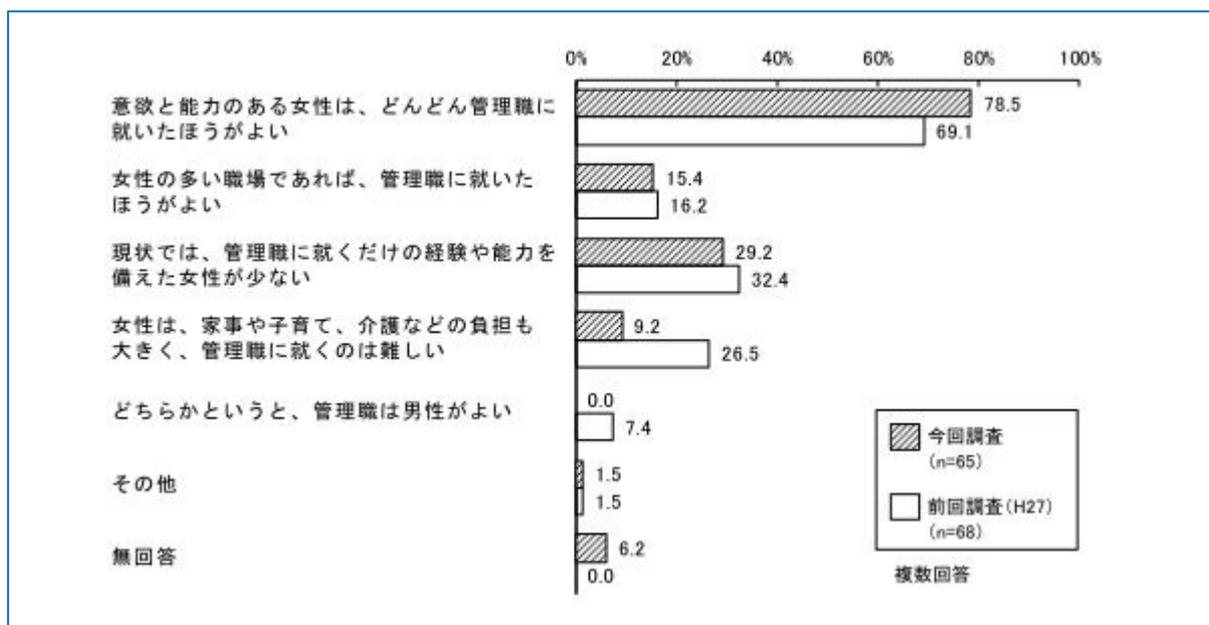
国は、男女共同参画社会の実現に向け、社会の様々な分野において、2020年代の早期に指導的地位に女性が占める割合が30%程度となることを目指しています。（「第5次男女共同参画基本計画」より）

また、事業所意識調査では、「意欲と能力のある女性はどんどん管理職に就いたほうがよい」が78.5%となり、前回調査から9.4ポイント増加しています。さらに、「どちらかという、管理職は男性がよい」が前回調査の7.4ポイントから0.0%となりました。

本市では、政策や方針の決定に重要な役割を担う各種審議会等委員会に女性の参画を促しており、女性が占める割合は2.8ポイント増加し、24.3%（令和3年3月31日現在）となっています。

女性登用率向上のために、今後も引き続き女性の参画を呼びかけるとともに、様々な講座や研修会などの学習の機会を設け、指導的地位につく人材の育成を行っていく必要があります。

女性が管理職に就くことについて



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

小千谷市における各種審議会等への女性委員の参画状況

(令和3年3月31日現在)

委員の総数	男性	女性	女性の占める割合
510人	386人	124人	24.3%

資料：小千谷市総務課

小千谷市議会議員の女性割合

(令和3年4月1日現在)

議員の総数	男性	女性	女性の占める割合
16人	14人	2人	12.5%

資料：小千谷市議会事務局

小千谷市職員の管理職の女性割合

(令和3年4月1日現在)

管理職の総数	男性	女性	女性の占める割合
54人	35人	19人	35.2%

資料：小千谷市総務課

【施策の方向】

(1) 審議会等への女性の登用促進

男女共同参画について関係課・団体に周知し、政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促します。

引き続き本市職員の意識改革を促し、性別にかかわらず能力のある職員を管理職に登用します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1. 各種審議会等委員への女性の参画	・全庁的に女性委員の登用に積極的に取り組みます。	総務課
2. 市女性職員の管理職への登用	・性別にかかわらず研修機会の充実を図ります。	総務課

(2) 女性の能力を発揮するための環境整備

女性があらゆる分野において能力発揮ができるように、学習機会の提供や人材育成に努めるとともに、人材の発掘と活用に努めます。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.女性の意識や能力を高めるための学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 女性が様々な分野で能力を発揮し、行動することができるように、学習活動の支援やライフステージに合わせた学習機会を提供します。 	生涯学習課
2.女性リーダーの育成、人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所や団体などが行う人材育成研修等へ講師を派遣します。 • 様々な各分野で活躍する女性リーダーや団体の交流とネットワークづくりを支援します。 	市民生活課 生涯学習課 観光交流課

重点目標2 地域活動等における男女共同参画の促進

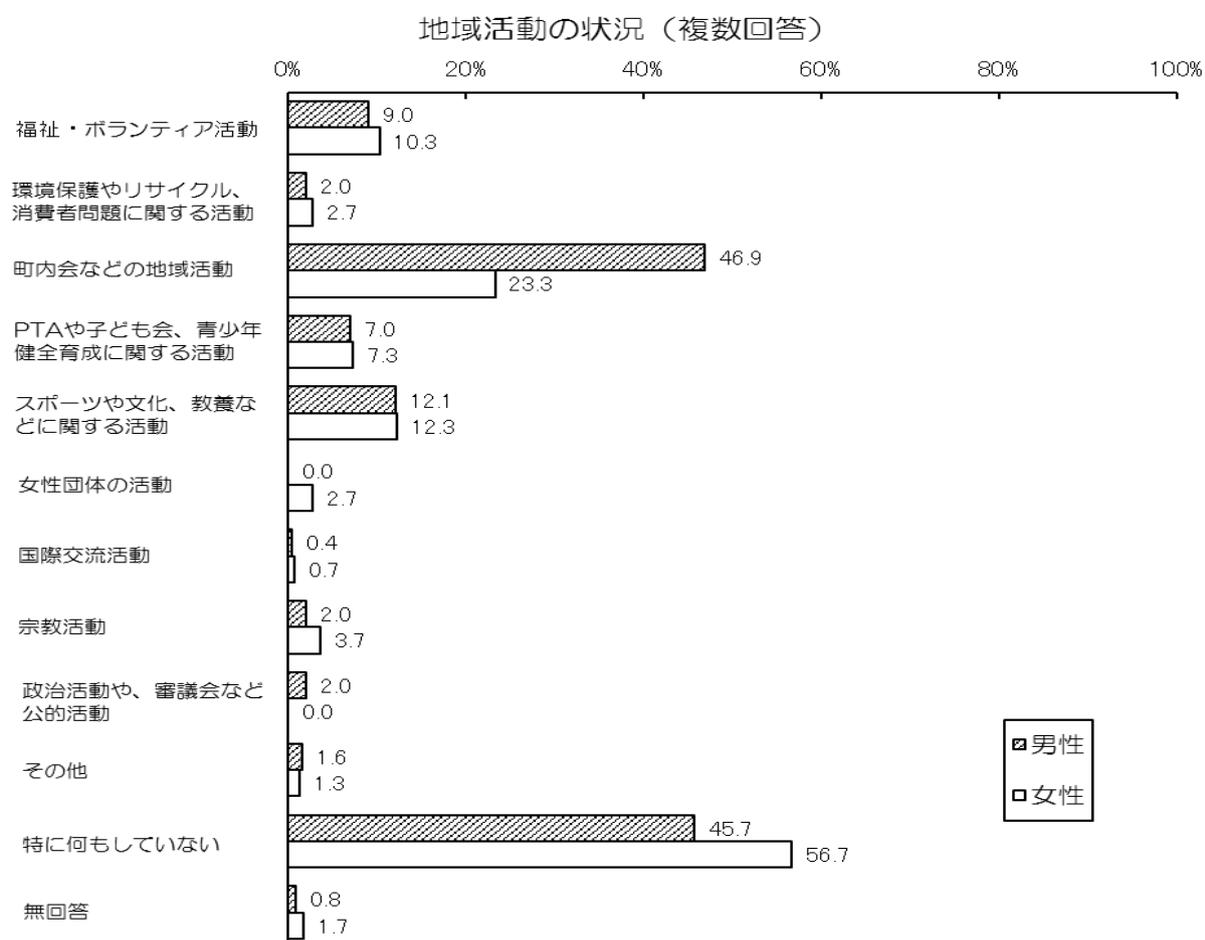
【現状と課題】

地域では、教育・まちづくり・防犯・防災など、様々な活動が行われています。市民意識調査によると、地域活動を「何もしていない」という割合は、男性が45.7%であるのに対し、女性は56.7%と女性の方が高くなっています。

一方、地域活動における参加率は、「福祉・ボランティア活動、子どもの育成に係る活動、スポーツ・文化などに関する活動」では、男女ともほぼ同じ割合です。それに対し「町内会などの地域活動」への参加率は男性の46.9%に対し、女性は23.3%と低く、男女がそれぞれの視点から地域活動に参画できるように、引き続き市民に働きかけていく必要があります。

防災分野では、様々な制約のもとに置かれる災害時において、男女のニーズの違いなどに配慮し、避難生活におけるストレスの軽減等を図る必要があります。そのため、地域防災計画や避難所運営マニュアルを策定する段階から、女性の参画を促し、男女双方の視点を取り入れることが必要です。

また、本市における在住外国人は、令和3年3月末現在215人で、そのうち女性が156人となっています。在住外国人は、言葉や習慣、文化の違いにより、日常生活において困難を抱える場合が少なくありません。地域社会から孤立せず、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、相互理解を深めていくことが重要であり、男女共同参画の視点からも、在住外国人に対する支援が求められています。



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査」

小千谷市における国籍別外国人数

(各年3月31日現在)

区分	総数 (女性)	フィリピン	中国・台湾	韓国または 朝鮮	アメリカ	オランダ	その他
平成29年	177 (147)	97	46	15	4	3	12
平成30年	183 (146)	97	47	14	4	3	18
平成31年 (令和元年)	186 (136)	82	54	12	5	3	30
令和2年	213 (163)	84	58	12	5	3	51
令和3年	215 (156)	80	51	13	4	4	63

資料：小千谷市市民生活課

【施策の方向】

(1)地域活動における男女共同参画の促進

地域における様々な活動に男女双方の視点が反映されるように、自主的かつ自発的な地域づくり活動の場を支援します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.地域活動への講師派遣	・市民グループ、町内会等の地域活動へ講師を派遣します。	市民生活課 生涯学習課

(2)防災活動における男女共同参画の促進

防災に関する施策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に立った防災体制の確立を目指します。

性別にかかわらず自主防災組織や消防団など様々な団体へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.男女双方の視点を反映した防災計画等の策定	・計画や各種防災対応マニュアル策定(改定)時には、男女双方の視点を反映するよう努めます。	危機管理課

2.消防団への女性の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> 女性消防団員の入団促進のため、募集等の広報活動を実施します。 各種事業への女性消防団員の積極的な参加、活動を促進します。 	消防本部
3.自主防災組織の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が実施する研修会等の活動に対して助成を行い、女性の参画を働きかけます。 	危機管理課
4.男女双方の視点に配慮した避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営における女性の参画を推進します。 男女のニーズの違いなど、双方の視点に配慮した避難所運営に努めます。 	危機管理課

(3) 在住外国人への支援

共に地域の一員として暮らしやすいまちづくりを推進するため、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解や認識を深める交流等を推進します。

関係団体と連携し、生活、医療、防災情報などの必要な生活情報の外国語での提供や相談体制の整備に努めます。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.外国語などによる生活情報などの提供	<ul style="list-style-type: none"> 外国語ややさしい日本語による生活情報を提供します。 	市民生活課 観光交流課 危機管理課 生涯学習課
2.在住外国人向けの教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 外国人のための日本語教室を開催します。 外国人児童には必要に応じて学校に日本語指導員を配置します。 	生涯学習課 学校教育課
3.ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における悩みや法律に関する問題等の相談に応じます。 	市民生活課 観光交流課

基本目標Ⅲ 男女が共に働きやすい環境づくり

重点目標 1 労働の場における男女平等の促進

【現状と課題】

働く女性の増加に伴い、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法が改正され、女性の働く環境は徐々に改善されてきています。

しかし、市民意識調査によると、職場の中で「男女が平等である」と感じている人の割合は、31.1%にとどまっています。また、「男性が優遇されている」と感じている人が47.6%となっており、「女性が優遇されている」と感じている人に比べると42.9ポイントも高く、依然として職場における不平等感は強いと言えます。

一方、女性の働き方についての考え方は、市民意識調査では、「子どもができて、仕事を続ける方がよい」と考える人の割合が50.4%で最も多く、半数を超えました。事業所意識調査では、女性従業員の活躍を推進するために行っている取組としては「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」が61.5%で最も多く、前回より10ポイント増加しています。また、女性が管理職に就くことについては「意欲と能力のある女性は、どんどん管理職に就いたほうがよい」が78.5%で前回より9.4ポイント増加しており、職場における女性を取り巻く環境は以前より進んでいると考えられます。令和元年6月に女性活躍推進法が一部改正されたことにより、女性活躍推進に関する情報公表の強化や、行動計画策定と公表の義務対象が労働者数「301人以上」から「101人以上」の事業主に拡大され、女性が活躍できる機会の拡大が期待されます。

引き続き、労働の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、企業へのポジティブ・アクション^{*1} 推進を働きかけ、これまで以上に女性が活躍できる機会の拡大を図り、男女問わず、すべての市民がともに個性と能力を発揮できる環境をつくる必要があります。

農業分野においては、農林水産省が公表している2020年の「農林業センサス」によると全国で農業を主な仕事とする「基幹的農業従事者」は、女性の割合が約40%となっていますが、家族で農業経営に取り組んでいる世帯では、個人の労働時間や休日等の就業条件が曖昧になっています。そのため、家族経営協定^{*2} を結び、協定で取り決めた役割に基づいて働く環境を作ることが求められます。

また、令和2年6月1日に改正された「労働施策総合推進法」により、職場におけるパワハラ防止対策が事業主に義務付けられ、これに併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においてもハラスメントに対する国・事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

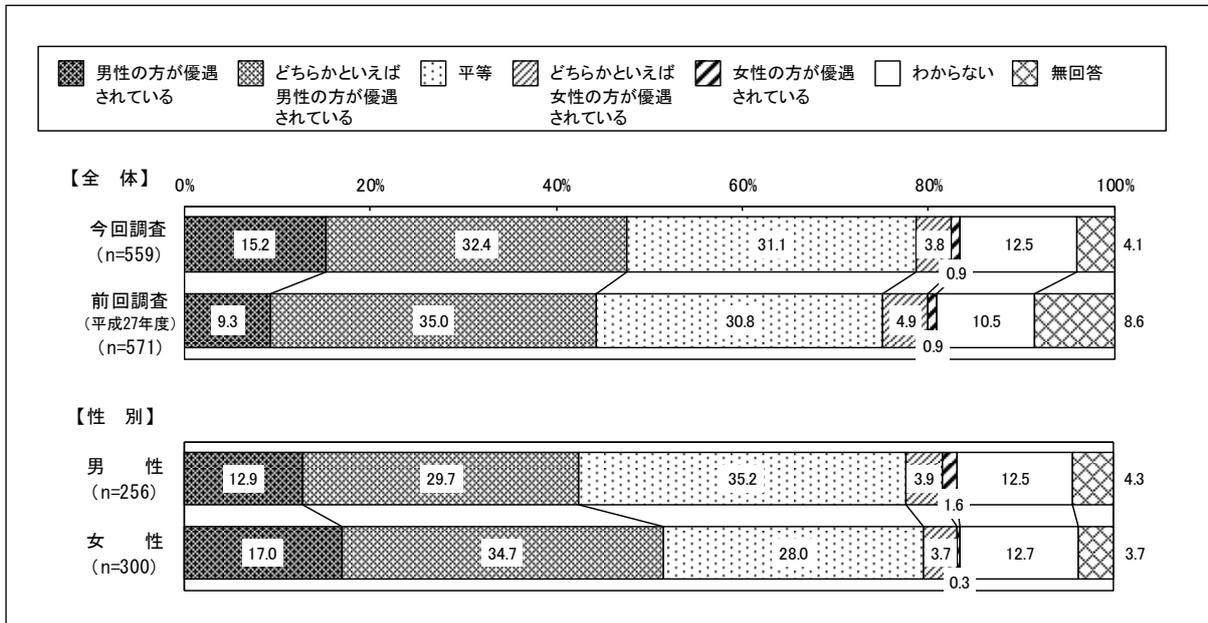
平成29年度に実施した人権に関する市民意識調査では、「人権が侵害されたと感じたことがある」と回答した人のうち、ハラスメントを受けたことのある人は41.9%、女性の人権について特に問題があると思うことに「ハラスメント」と回答している人は45.9%とハラスメントは身近な問題であり、男女共に関心が高いことがわかります。市民・事業所意識調査によると、事業所のハラスメント対策は進んできているものの、「相談・苦情窓口を設けている」が46.2%、「対応マニュアルを定めている」が13.8%となっており、ハラスメント防止に

対する啓発の継続とともに、相談体制の充実、周知が課題となっています。

※1 ポジティブ・アクション・・・男女労働者の間に生じている格差の解消を目的として、働くことや仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらうための企業の自主的な取組

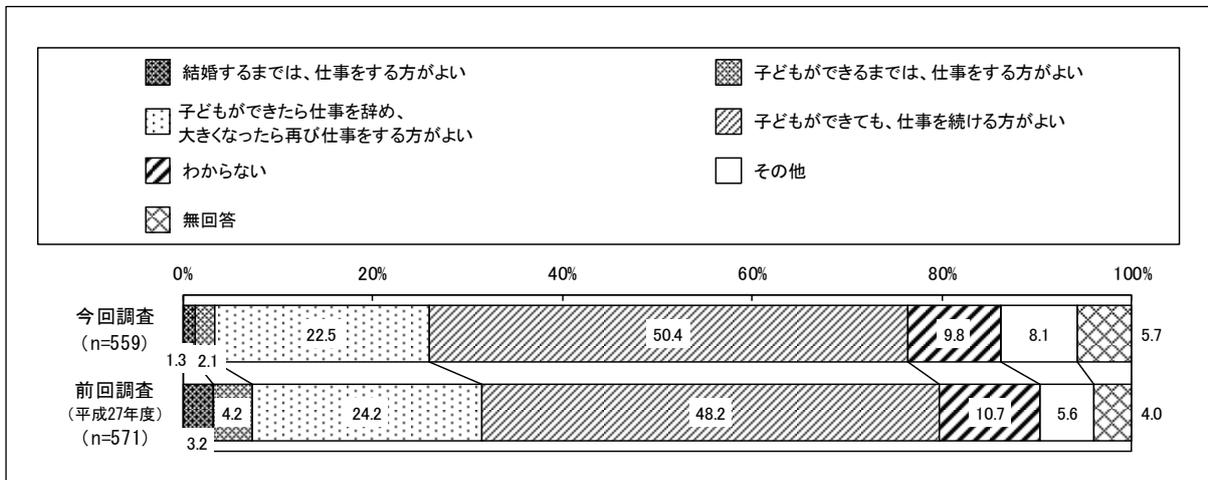
※2 家族経営協定・・・家族で取り組む農業経営について、意欲とやりがいを持って参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針・就業条件・経営における家族一人ひとりの役割や位置付けを家族間の話し合いに基づいて取り決めるもの

職場の中における男女の地位の平等感について



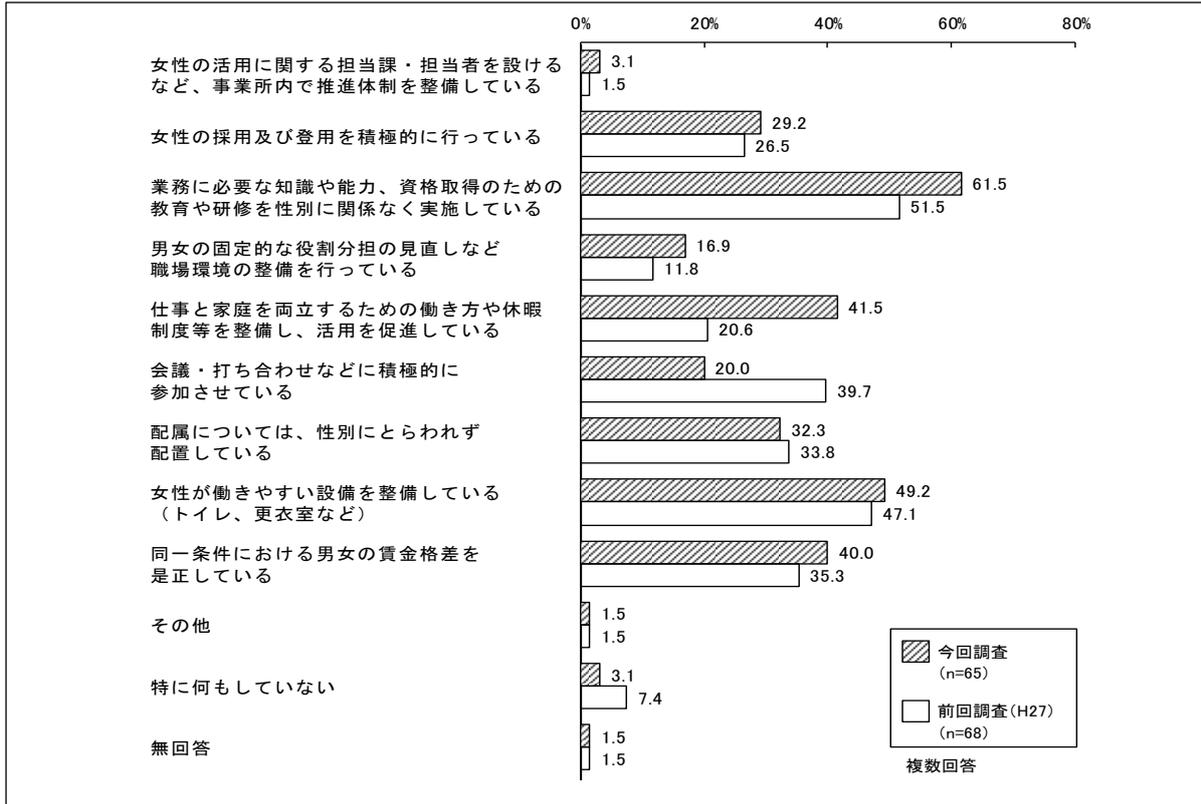
資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

女性の働き方について



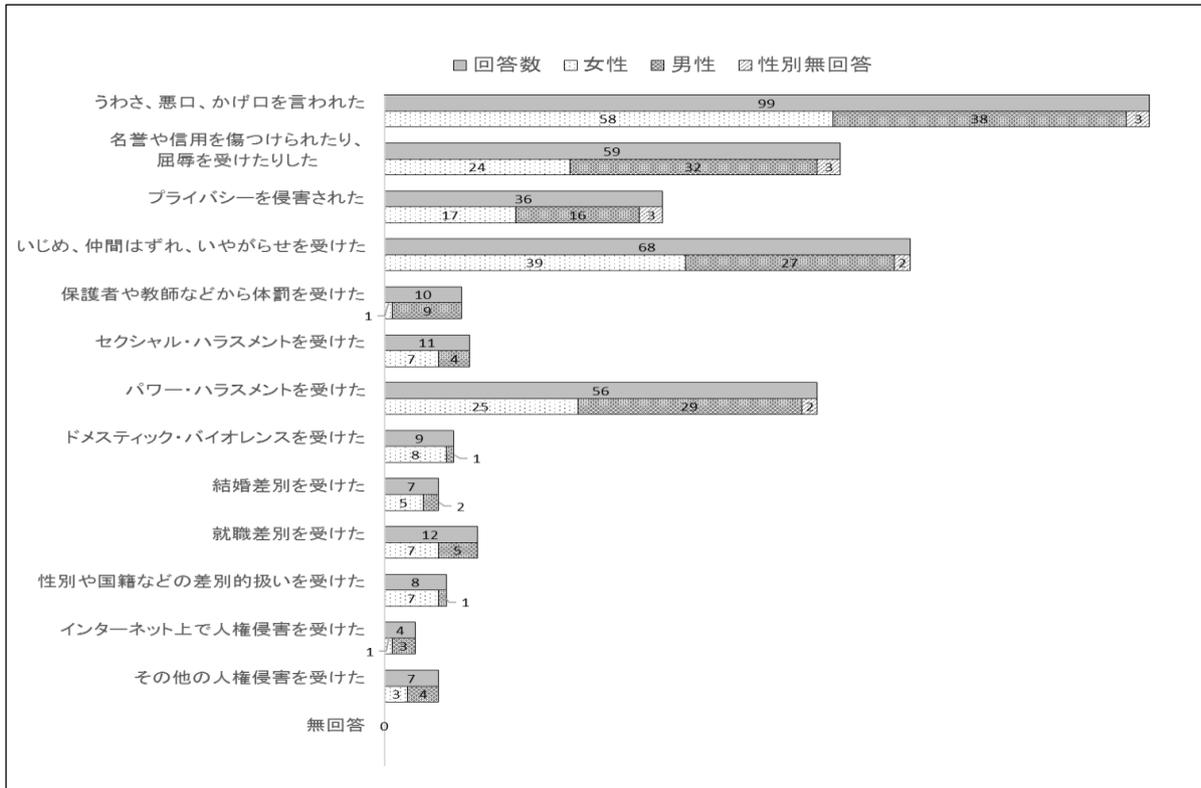
資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

女性従業員の活躍を推進するために行っている取組について



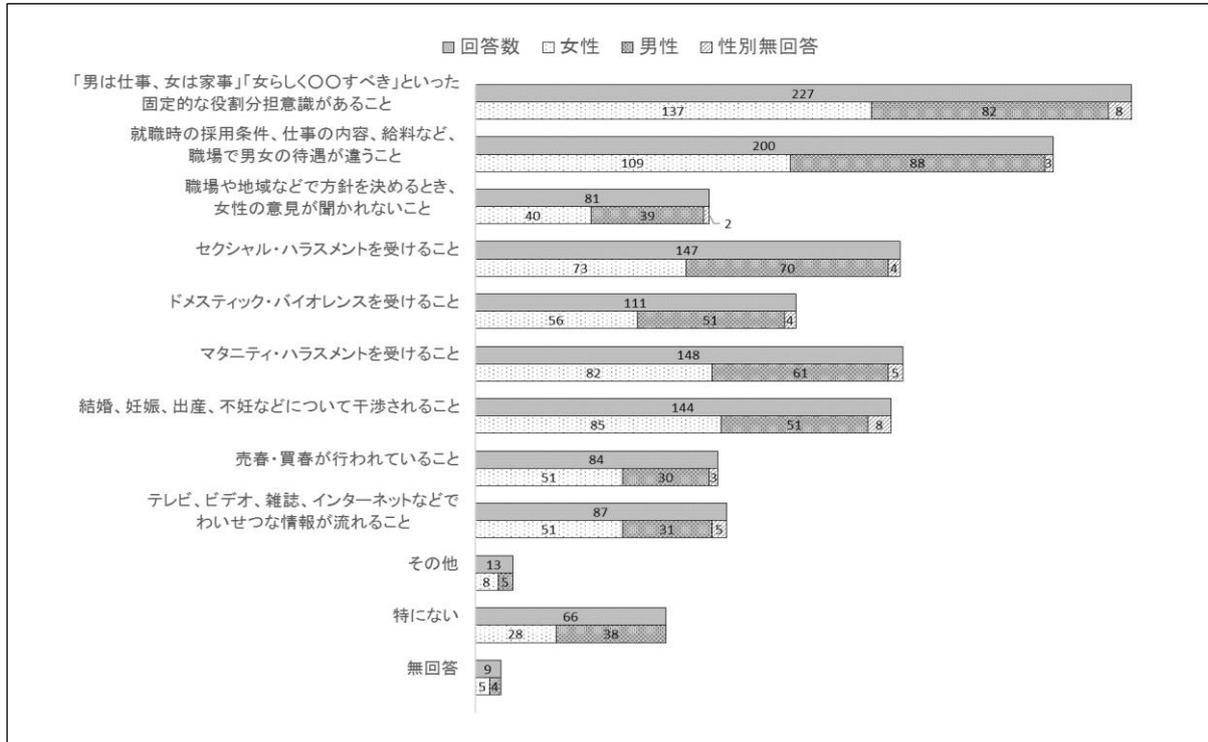
資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

「どのような場面で人権が侵害されたと感じたか」について



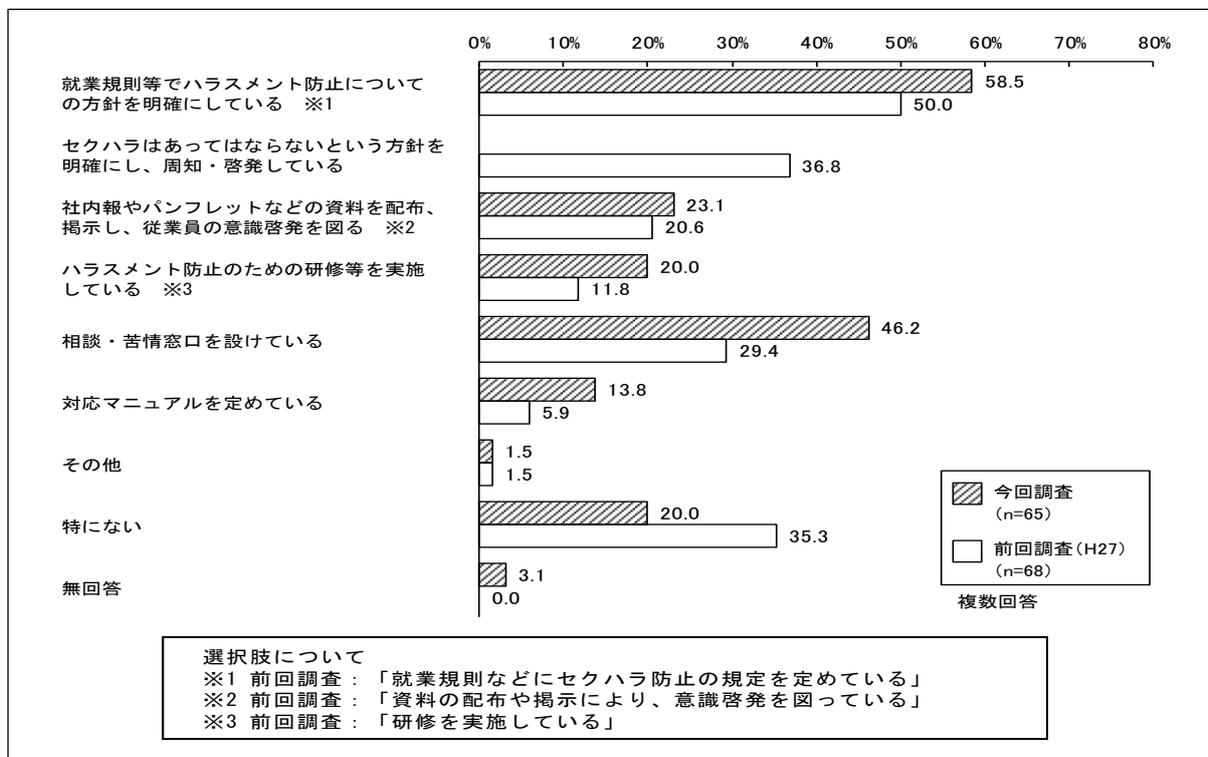
資料：小千谷市「平成29年度人権に関する市民意識調査報告書」

女性の人権について特に問題があると思うこと



資料：小千谷市「平成 29 年度人権に関する市民意識調査報告書」

ハラスメントについての取組



資料：小千谷市「令和 2 年度男女共同参画に関する事業所意識調査」

【施策の方向】

(1)雇用の場における男女平等を促進するための啓発

あらゆる職場で男女がともに雇用の均等な機会や待遇を得て、自分の能力や技術を活かせるよう企業などへ情報を提供・啓発し男女平等を促進するとともに、ポジティブ・アクションの導入を推進します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.事業所への啓発	・国及び県の制度や各種労働関係法令の周知と啓発を行うとともに、仕事と家事・育児等の両立支援を図るための情報提供を行います。	商工振興課
2.管理職等への女性登用にに向けた意識啓発	・女性の採用拡大と職域拡大を図るため、ポジティブ・アクションの普及に向けた啓発活動を行います。	商工振興課
3.働く女性の能力向上、キャリアアップ支援	・女性が働くことを支援するための情報提供や学習機会への参加を支援します。	商工振興課
4.働く女性の問題や悩みの解消	・働く女性が抱える様々な問題や悩みに対する相談機会を提供するため、国や県と連携し相談会やセミナー開催を支援します。	商工振興課

(2)商工業・農業等自営業における男女共同参画推進

商工業、農業に従事する人に対して、性別にとらわれない能力活用や職域拡大のための知識や情報の提供に努めるとともに、起業を目指す人への支援を推進します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.女性の経営参画に向けた意識啓発	・経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修に対する支援を行います。	商工振興課 農林課
2.経営能力の育成と創業への支援	・関係機関と連携して創業や経営に関するセミナー等を実施します。	商工振興課
3.女性認定農業者認定支援及び啓発	・認定農業者についての啓発を図り、女性農業者の経営改善計画の策定を支援します。	農林課
4.家族経営協定締結の推進及び意識啓発の促進	・女性の経営参画を促すとともに、家族経営協定の啓発を行い、普及を図ります。	農林課

5. 農業者年金加入に関する広報及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「農業委員会だより」を通じて、農地を持たない農業従事者でも農業者年金に加入することができることを周知し、農業者年金への加入啓発を行います。 	農林課
----------------------	---	-----

(3) ハラスメント防止に向けた取組

ハラスメント防止に向けた意識啓発、情報提供を継続して行うとともに、相談体制の充実と周知を行います。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1. ハラスメント防止の啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや事業所へのチラシ配布を通じて、各種ハラスメント防止について啓発を行います。 ハラスメント防止のため、人権尊重意識の啓発を行います。 	商工振興課 市民生活課
2. 相談体制の周知と体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、関係課と連携し、相談会の実施、相談窓口の周知を行います。 	市民生活課 商工振興課

重点目標 2 仕事と家庭生活を両立できる環境の整備

【現状と課題】

市民意識調査では、男女平等な社会のために必要なことについて「仕事中心の生き方・考え方を改め、仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方をすること」（複数回答）と回答した割合が 42.2%であり、前回の調査と同様に最も高く、前回の調査と比較して 4 ポイント増加しており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

家庭生活における役割分担の 9 項目について「平等に分担している」と回答した割合が、前回調査の結果を上回ったものが 6 項目あり、しかも「育児、子どものしつけや教育」「家族の介護」「食事後の後片付け、食器洗い」の項目では 14 ポイント以上と大幅に増加しました。しかし、「住居等の維持管理」と「町内会等の地域活動」を除いて、「女性が担当」と回答した割合が依然として高く、家庭生活の中で不均衡な状態となっています。そのため、男女が共に働き方を見直し、男性が積極的に家庭生活に関わり、家庭生活と仕事を両立できる環境づくりに継続して取り組む必要があります。

また、市が「男女共同参画社会に向け力を入れていくべきこと」（複数回答）について、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援すること」「子育てや介護を社会的に支援する施設・サービスを充実すること」、「子育てや介護のためにいったん仕事を辞めた人の再就職を支援すること」という回答が多くあげられました。子育てや介護と仕事を両立し、また、退職しても再就職できるようにするためには、保育サービスや介護サービス等の充実が必要です。

事業所意識調査では、育児休業に関する規定がある事業所の割合は 93.8%であり、前回調査よりも 5.6 ポイント増加しました。男性の育児休業取得率は 14.3%で、前回よりも 12.9 ポイント増加し、着実に男性の子育て、家事への参加は増えています。

市における母親の就労率を子どもの年齢的な区分でみると、就学前児童で 84.4%、小学生で 88.1%（平成 30 年度子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果）であり、子育て中の家庭では、就学前から仕事との両立が必要になっています。子育て支援については、共働きや核家族の増加、就業形態の多様化などにより、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援が必要です。

介護休業に関する規定がある事業所の割合は 89.2%であり、前回調査よりも 20.1 ポイント増加しましたが、「介護休業を取得した従業員」がいる事業所は今回の調査では 10.3%と少なく、制度としてはまだ定着していない状況でした。事業所が「男女が共に活躍できる職場づくりのために必要な行政の取組」（複数回答）として回答した割合は、「保育園、学童保育の施設や子育て支援制度の充実」が 73.8%で最も高く、次いで「介護施設や介護サービスの充実」が 70.8%でした。

主な介護者の勤務形態（令和 2 年度在宅介護実態調査結果）は、「働いていない」と回答した割合が 45.3%、「フルタイム勤務」は 32.9%、「パートタイム勤務」は 20.6%でした。前回の平成 29 年度の調査結果と比較すると、「フルタイム」が 7.6 ポイント増加しており、勤務しながら介護している方への支援が求められています。就労継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（複数回答）の回答では、「介護休業・介護休暇等の制度の充

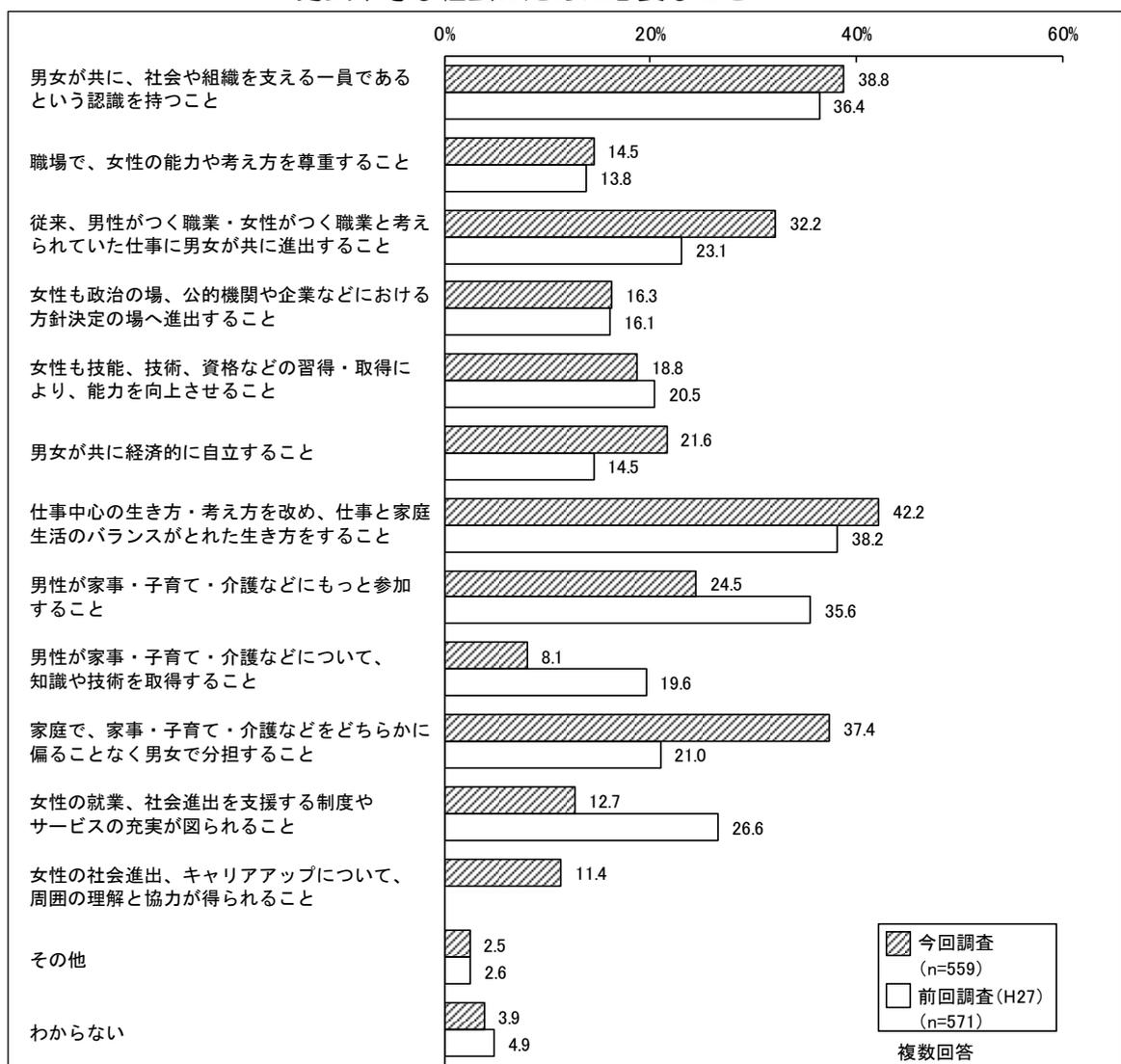
実」が30.3%と最も多く、以下「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」は28.0%、「介護をしている従業員への経済的な支援」は25.0%でした。

介護支援についても、社会全体の高齢化や家族構成の変化により、介護にかかる負担は大きくなっています。介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域全体で支えあう仕組みづくりを進めていく必要があります。また、高齢者や障がい者の福祉サービスの充実により家族の負担軽減を図るとともに、高齢者の介護予防の取組の推進や、障がい者が自立した生活を営むための、相談支援の充実を図ることが必要です。

このようなことから、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」※1の実現に向けた取組が求められています。

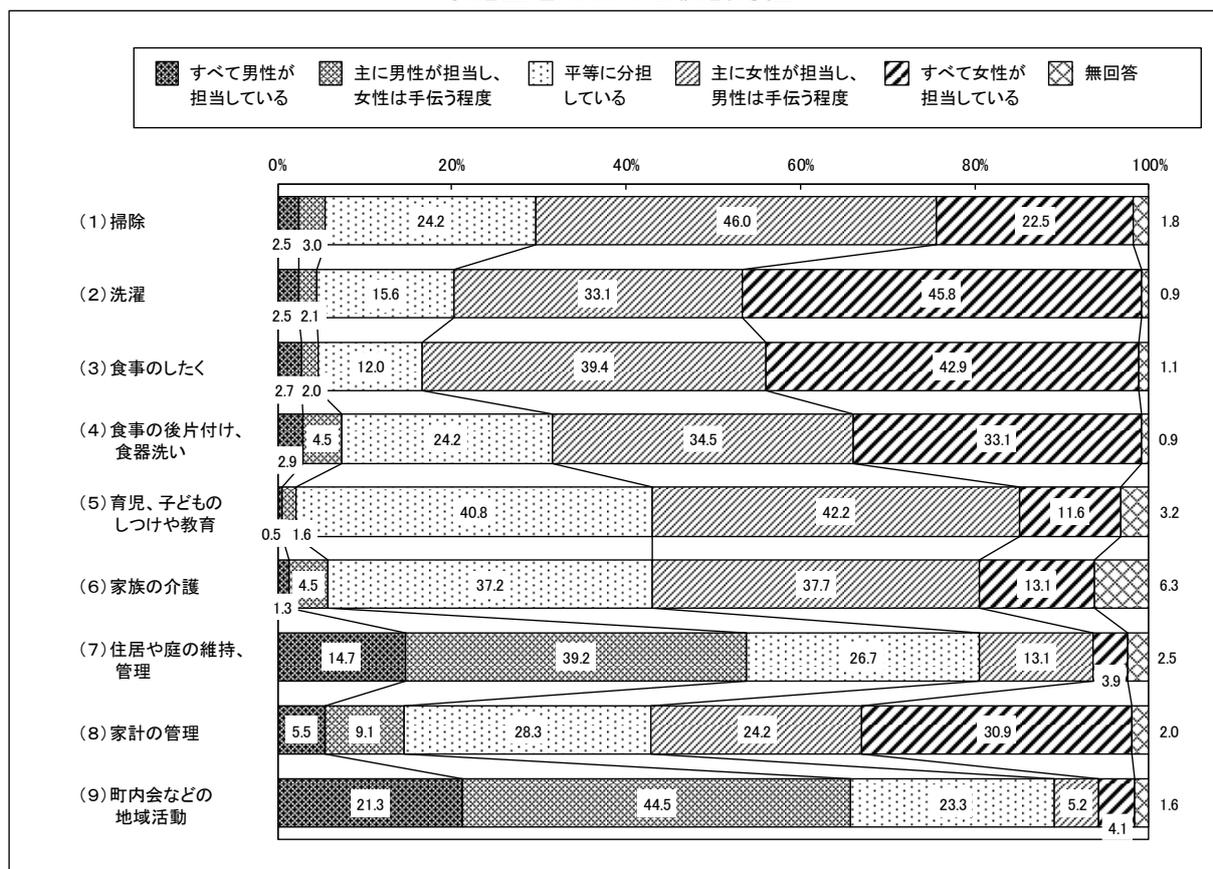
※1 地域共生社会・・・高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる社会

男女平等な社会のために必要なこと



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

家庭生活における役割分担



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

単位：%

項目	今回調査 (令和2年度)			前回調査 (平成27年度)
	「男性が担当」計	「女性が担当」計	「平等に分担している」	「平等に分担している」
(1) 掃除	5.5	68.5	24.2	13.5
(2) 洗濯	4.6	48.9	15.6	8.4
(3) 食事のしたく	4.7	82.3	12.0	5.1
(4) 食事の後片付け、食器洗い	7.4	67.6	24.2	10.2
(5) 育児、子どものしつけや教育	2.1	53.8	40.8	26.3
(6) 家族の介護	5.8	50.8	37.2	22.9
(7) 住居や庭の維持、管理	53.9	17.0	26.7	
(8) 家計の管理	14.6	55.1	28.3	
(9) 町内会などの地域活動	65.8	9.3	23.3	

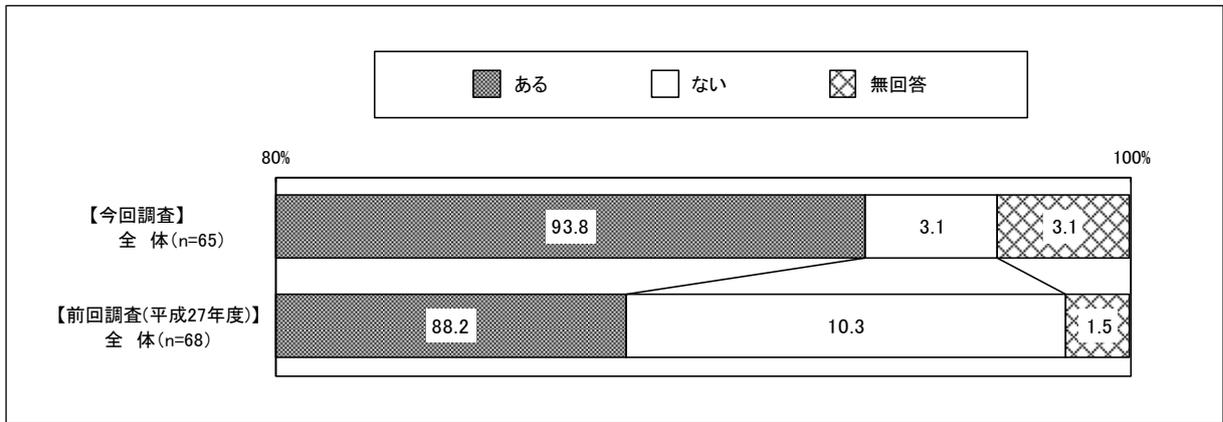
「男性が担当」：「すべて男性が担当している」「主に男性が担当し、女性は手伝う程度」との回答を合わせた割合

「女性が担当」：「すべて女性が担当している」「主に女性が担当し、男性は手伝う程度」との回答を合わせた割合

資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

小千谷市「平成27年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

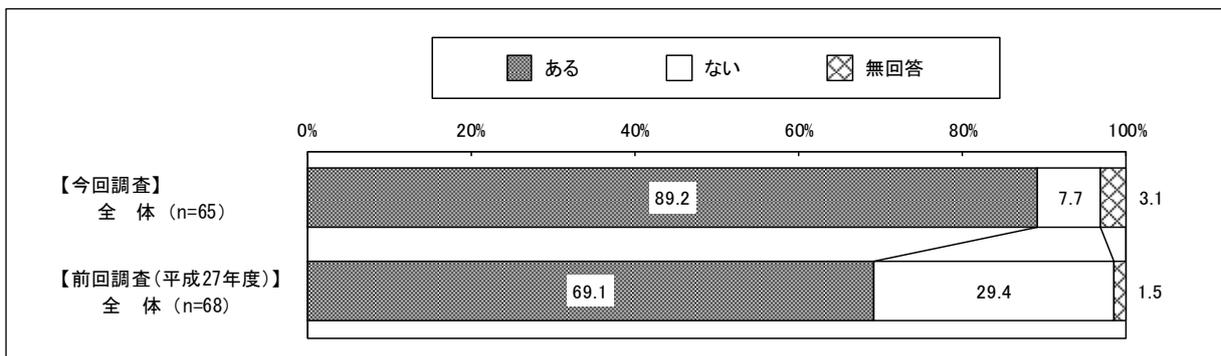
育児休業に関する規定の有無



育児休業の取得率

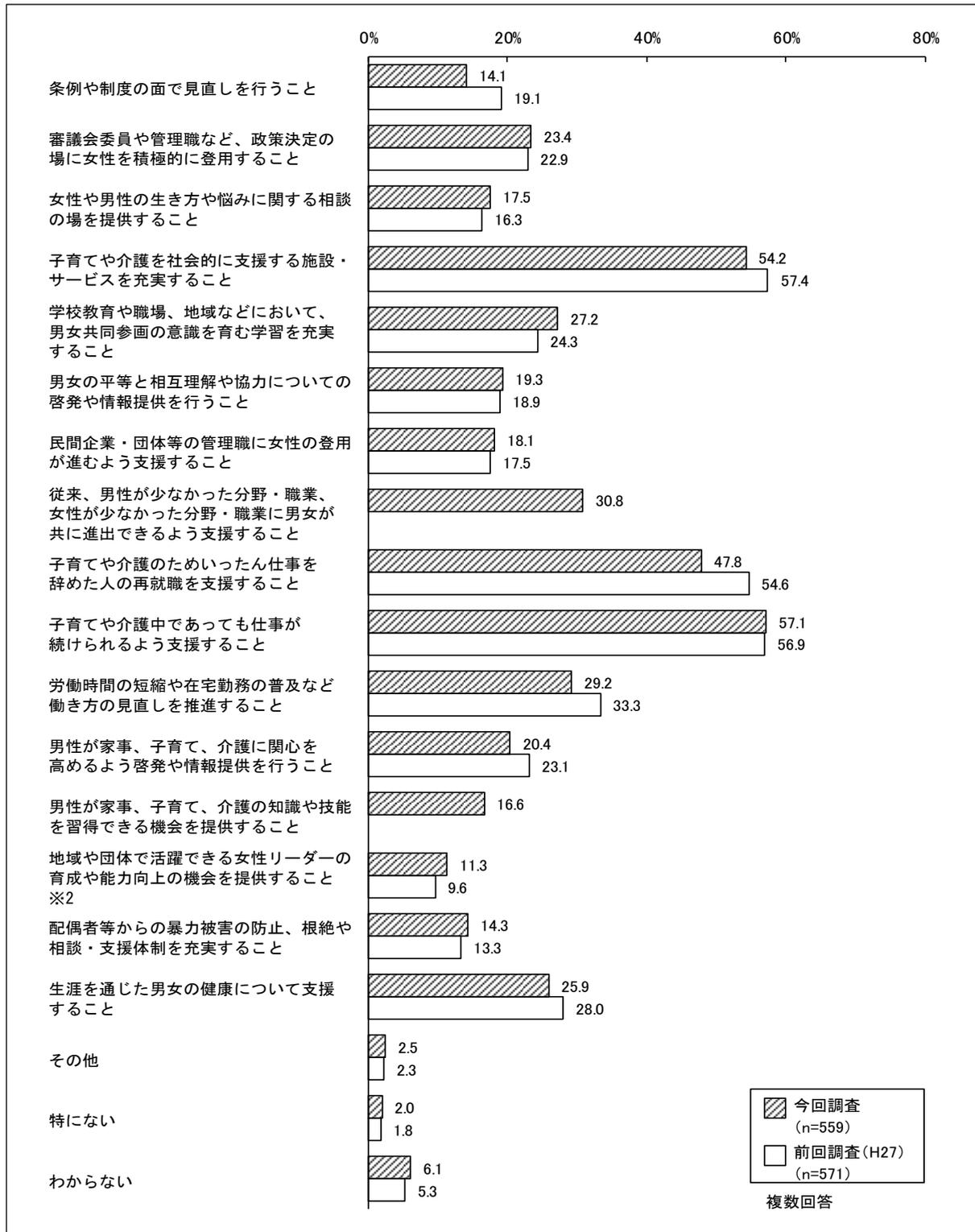
女性		男性	
平成31年4月1日～令和2年3月31日に 出産した従業員	41人	平成31年4月1日～令和2年3月31日に 配偶者が出産した従業員	49人
育児休業を取得した従業員	35人	育児休業を取得した従業員	7人
育児休業取得率	85.4%	育児休業取得率	14.3%

介護休業に関する規定の有無



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

小千谷市が「男女共同参画社会」に向け力をいれていくべきこと



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」

【施策の方向】

(1)男性の家事・子育て・介護への参加促進

男女が協力して家庭生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスや男女平等の視点等について周知し、固定的な性別役割分担意識の見直しや、労働時間の短縮や休暇制度の活用など、男女が共に働き方の見直しを進めるための意識啓発を推進します。

また、日頃から夫婦や家族間でコミュニケーションを図り、出産や介護などをきっかけとして家庭内の役割分担を見直しながら共に働き続けていけるように、男女平等の視点を取り入れた学習機会を設けます。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	・国及び県の制度や各種労働関係法令の周知と啓発を行うとともに、仕事と家事・育児等の両立支援を図るための情報提供を行います。	商工振興課
2.家庭生活における男女共同参画の意識啓発	・固定的な性別役割分担意識の解消や、男女平等の視点を取り入れた学習機会を設けます。 ・男性の積極的な家事・子育て・介護の参加を促すための取組を推進します。	生涯学習課 健康未来こども課

(2)子育て支援対策の充実

子育て中であっても安心して仕事が続けられるように、ニーズに応じた子育て支援サービスの充実に努めます。

子育てに関する情報提供や子育て教室等の開催、子育てサポートの充実により、仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように、子育てしやすい環境の整備を図ります。また、子育てを1人で抱え込まないように、妊娠期からの切れ目のない支援により子育て不安に早期に対応し、関係機関と連携した相談支援体制の充実に努めます。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.保育サービスの充実	・様々なニーズに応じた、早朝保育、延長保育、病児・病後児保育等、保育サービスの体制の整備に努めます。 ・医療的ケア児への対応について検討します。	健康未来こども課 福祉課 学校教育課

2.育児不安に対する相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 保育園、地域子育て支援拠点など子育てに関する相談機能の充実を図ります。 • 妊娠期からの切れ目のない支援に向けて、子育て世代包括支援センターの相談機能の充実、関係機関との連携を図ります。 	健康未来こども課
3.子育てサポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 地域子育て支援拠点の機能の充実に努めます。 • 安心して子育てができるように子育て教室等を開催します。 • 子育てに関する情報提供を行います。 • ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、仕事と育児の両立を支援します。 • 子育てサークルへの活動支援を行うなど、子育てグループの育成に努めます。 	健康未来こども課 生涯学習課
4.子育てしやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもが安心して遊べる児童遊園等の整備に努めます。 • 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、放課後子ども教室の充実を図ります。 • 講演会等の市の事業を実施する際に、保育ルームを設置します。 	健康未来こども課 生涯学習課
5.ひとり親家庭支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 自立支援事業について周知を図り、活用促進に努めます。 • 各種支援に関する相談対応の実施、必要な支援へつなぐ体制の整備に努めます。 	健康未来こども課

(3) 高齢者や障がい者等介護支援対策の充実

介護の必要な高齢者や障がいのある人の家族の負担軽減のために、介護サービスと障がい福祉サービスの充実のほか、各種支援制度等の周知や相談体制の充実に努めます。

高齢者の介護予防や障がいのある人の自立支援事業の充実に努めます。

高齢化が進む中、高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし、性別にかかわらず、仕事と家庭生活を両立できる環境の整備を促進します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.介護保険制度と介護サービスの推進	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度や介護に関する相談窓口の周知啓発に努め、介護が必要になっても仕事と家庭生活を両立できるように、介護サービスを推進します。・3か年ごとに在宅介護実態調査を実施し、就労継続に必要な支援の把握に努めます。	福祉課
2.介護者支援の実施	<ul style="list-style-type: none">・介護者同士の交流やボランティアの活用等を通じて介護者支援に努めます。	福祉課
3.相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センターを中心とした介護やサービス等に関する相談対応や適切な支援体制への連携等、地域包括ケア体制を推進します。	福祉課
4.介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・介護予防を推進するため、各種講座を実施し知識の普及を図ります。・通いの場の充実等高齢者が主体的に取り組める体制づくりに努めます。	福祉課
5.各種高齢福祉制度の推進	<ul style="list-style-type: none">・介護支援や生活支援等の各種支援制度を推進します。	福祉課
6.障がい者支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人の相談支援の実施と必要な情報提供に努めます。・障がいのある人やその家庭の状況に応じた各種支援サービスの充実に努めます。・障がい福祉サービス事業所と連携し、障がいのある人が自立した生活を営むことができるように支援します。・各種支援事業等の広報・周知に努めます。	福祉課

基本目標Ⅳ 男女の人権尊重と生涯を通じた健康づくり

重点目標1 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

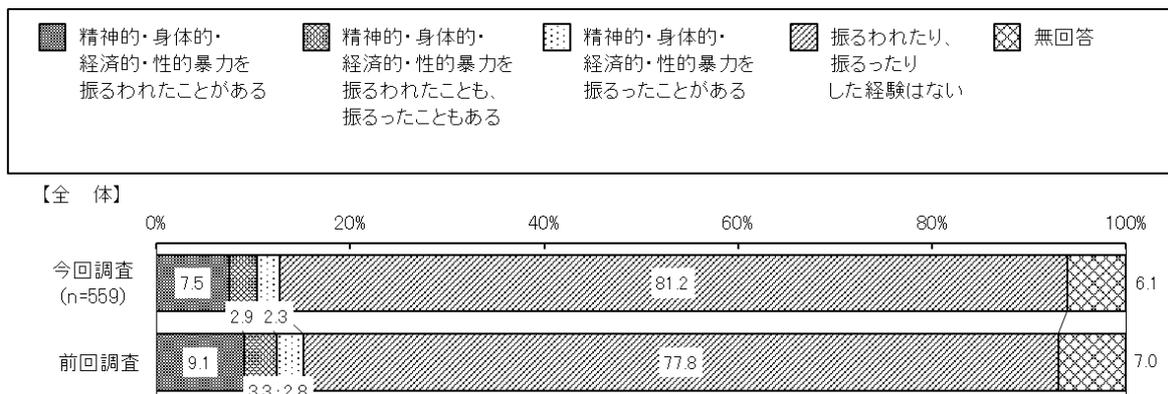
配偶者やパートナーからの暴力は、個人や家庭の問題とされ、被害が顕在化しにくい傾向にあります。

市民意識調査では「配偶者などからの（への）DV^{※1}の経験の有無」について、12.7%の人が「ある」と回答しています。しかし、「ある」と回答した人のうち、相談機関、警察、行政へ相談した人は0%となっており、58.6%が「どこにも相談しなかった」と回答しています。相談しなかった理由として、「相談するほどのことでもないと思った」「我慢すればよいと思った」と回答する人が多く、精神的DVや経済的DVなどの、身体的な暴力以外のものを重視していないことなども懸念されます。

また、近年、面前DV^{※2}などの間接的な児童虐待を含め、DVと児童虐待が連鎖して行われている事例が増加しており、関係機関の連携が求められています。

DV被害者、特に女性の場合は、資力の面から生活に困窮することも多く、住居、就労、生活支援など、その後の自立支援について、様々な関係機関の連携が必要です。

「配偶者などから（への）DVの経験の有無」について



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査」

※1 DV・・・ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナーから振られる暴力のこと。

身体的暴力：「殴る」「蹴る」「物を投げつける」など

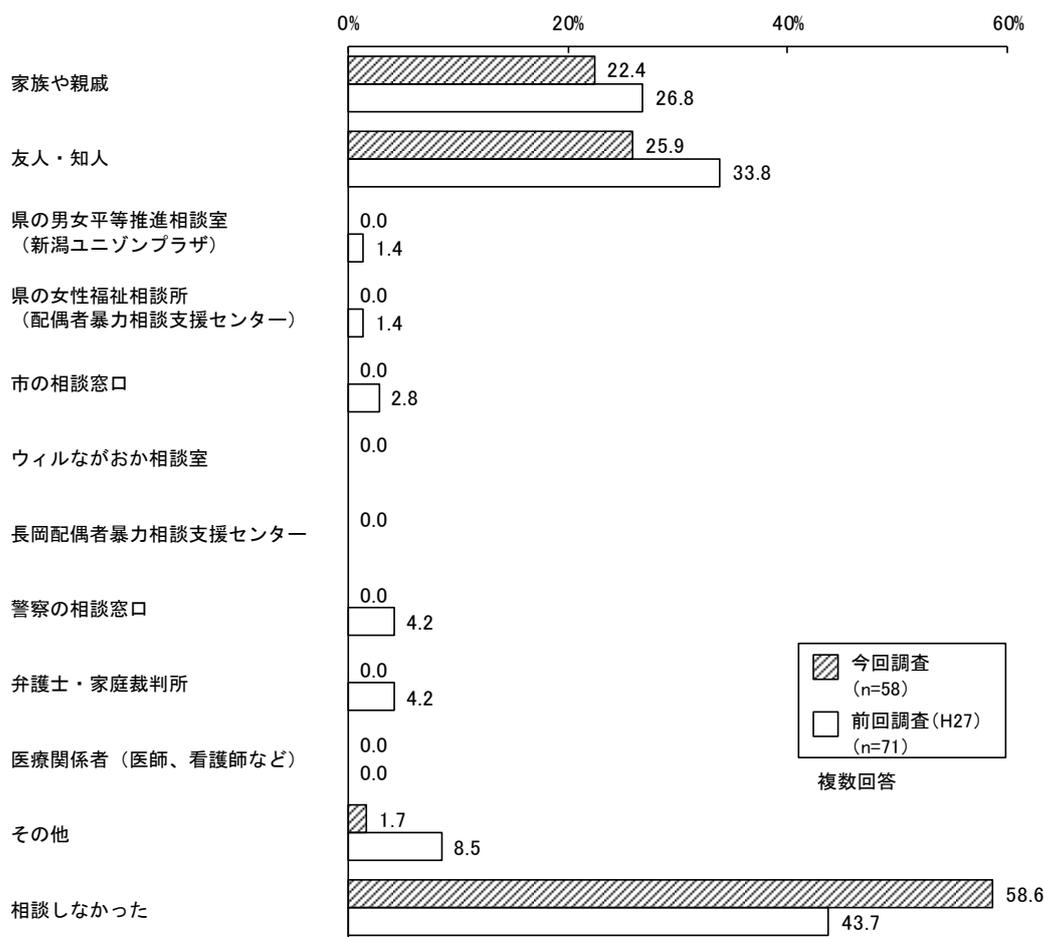
精神的暴力：「脅す」「長時間無視する」「人格を否定する」「行動を監視する」など

経済的暴力：「生活費を渡さない」「働くことを妨害する」など

性的暴力：「嫌がっているのに性的な行為を要求する」「避妊に協力しない」など

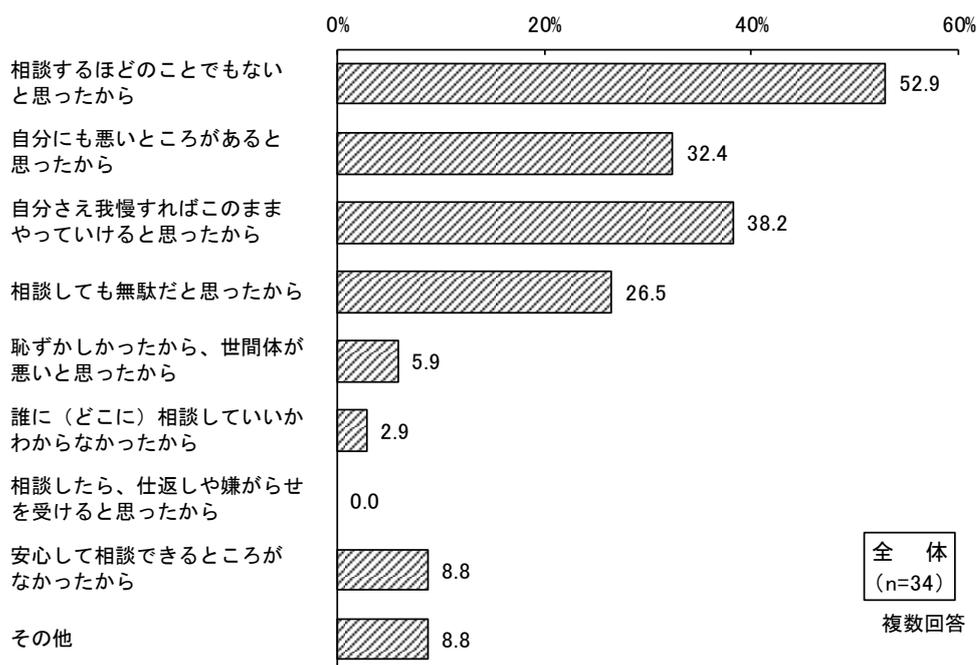
※2 面前DV・・・子どもの前で親が配偶者やパートナーに対して暴力をふるうこと。2004年の児童虐待防止法改正で、心理的虐待にあたりと明記された。

「配偶者などから（への）DVに関する相談先」について



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査」

「配偶者などから（への）DVに関して相談しなかった理由」について



資料：小千谷市「令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査」

【施策の方向】

(1)暴力の防止に向けた意識啓発と理解の促進

DV などのあらゆる暴力を防止するため、情報提供や広報を行い意識啓発と理解の促進に努めます。

また、学校などの教育現場において、人権教育や暴力予防のための啓発教育を実施します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.DV などの暴力への意識啓発と理解の促進	・ホームページやパンフレットなどを活用し、DV などの暴力についての理解と予防に関する情報を周知します。	市民生活課 健康未来こども課
2.学校などにおける教育と啓発	・人権を尊重する教育の推進とデートDV（交際相手への暴力）を始めとする、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	学校教育課 市民生活課

(2)相談と支援体制の充実

相談機関、相談窓口を周知するとともに、暴力被害の早期発見、被害者の生活安全、自立支援のため、関係課、関係機関が連携して取り組みます。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.相談機関、窓口の周知と各種相談会の実施	・相談機関や窓口の周知と各種相談会を実施し、相談しやすい環境づくりを行います。	市民生活課 健康未来こども課 福祉課
2.関係課、関係機関の連携	・暴力被害の早期発見と個々の相談に対応するため、関係課、関係機関が連携して取り組みます。	市民生活課 健康未来こども課 学校教育課
3.生活の安定と自立のための支援	・個々の状況に応じた、生活安定と自立のための支援を行います。	市民生活課 健康未来こども課 福祉課

重点目標2 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

誰もが充実した生活を送るためには、生涯を通じて健康でいることが大切です。そのためには、性別により異なる健康上の問題に留意し、心身の健康づくりを推進する必要があります。人権を尊重しつつ、男女がお互いの身体的性差や性的志向を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことが重要であり、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※1}）の視点が必要です。

また、核家族化の進行やライフスタイルの変化に伴い、母子を取り巻く環境は著しく変化しています。特に周産期においては、周産期の女性及びその家族に対し、メンタルヘルスを含み妊娠・出産に伴う心身の変化の理解を促すことや支援することが必要です。本市では、令和2年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、多職種が連携した支援と相談業務を担っています。

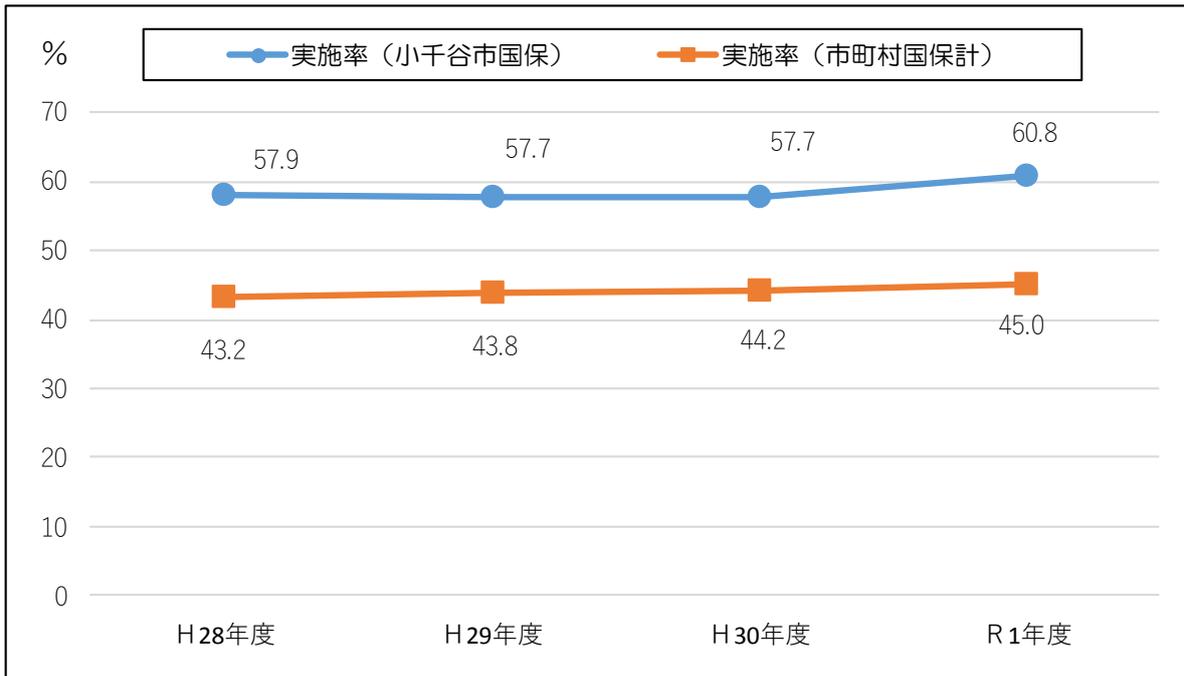
全国では男女ともに死亡原因の第1位は悪性新生物（がん）で、心疾患、老衰と続きます。生活習慣病の予防と早期発見、早期治療のために健康診査や各種がん検診を受診することや、男女ともに自分の健康状態に応じて適切に自己管理を行えるように支援することが重要です。

本市の特定健康診査実施率は全国の中でも高い順位にあり、女性特有のがん検診受診率においては新潟県全体の受診率と比較して高い割合で推移しています。継続した受診を促し健康の保持増進を図るため、男女ともに受診しやすい健（検）診体制の充実が必要です。

現代は、社会環境の複雑化や価値観の多様化の中でストレスを抱えやすい状況であり、こころの健康を保つことは男女ともに重要です。本市が平成29年度に実施した健康づくり意識調査によると、「ストレスの解消が十分できているか」の設問で「あまりできていない」と「まったくできていない」を合わせた割合は40歳代で最も高く43.7%でした。また、「ストレスや悩みがあるとき、相談する人がいる」割合は、全ての年代での平均が女性は85.9%なのに対し、男性は69.6%と大きく差がありました。年代別に見ると、男性は50歳代から60歳代にかけて増加に転じているものの、全体の傾向としては男女ともに30歳代以降年代が上がるにつれて減少しています。自分自身や身近な人のこころの不調に早期に気づき、対処できるように相談や見守り体制を充実することが必要です。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・1994年にカイロで開催された国際人口/開発会議において提唱された「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつこと。」という考え方

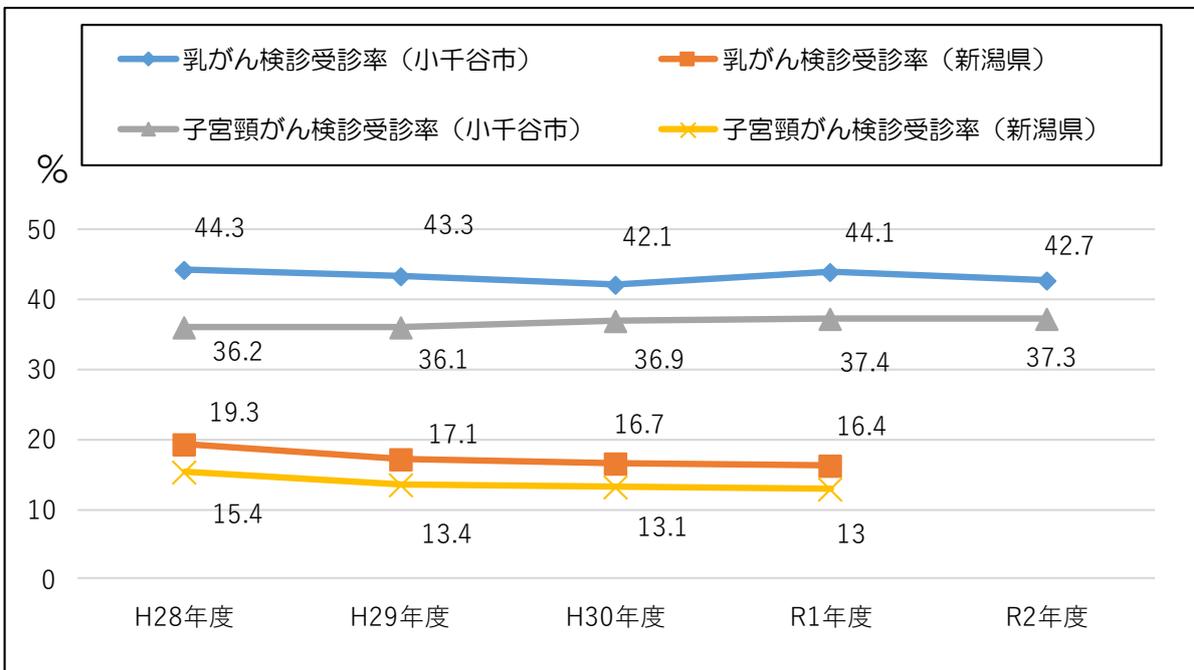
特定健康診査実施率



資料：小千谷市健康未来こども課

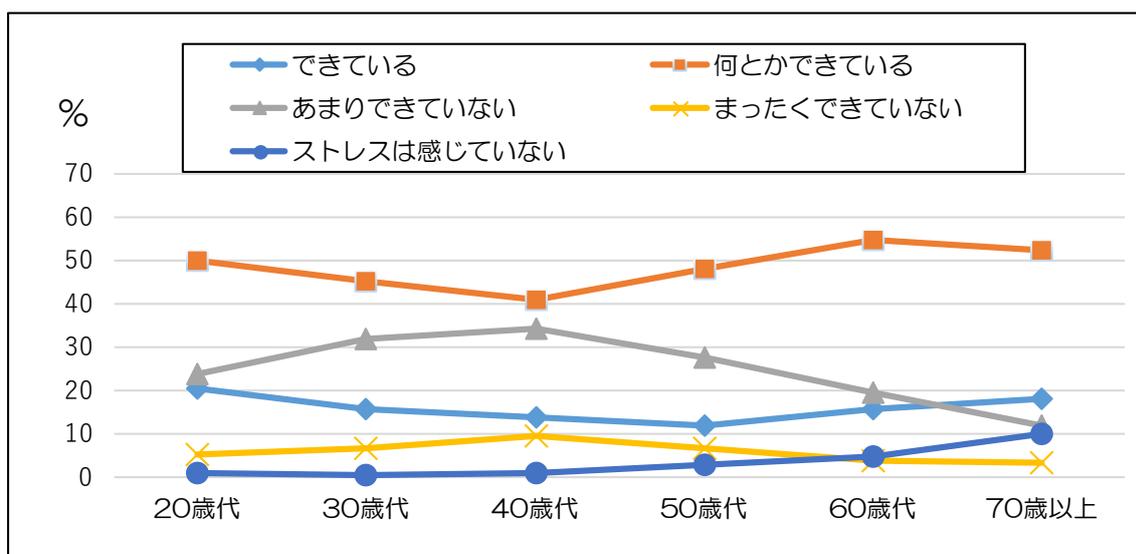
*実施率（小千谷市国保）：ドックや職場健診等を含めた、40～74歳小千谷市国民健康保険加入者の受診率

乳がん・子宮頸がん検診受診率



資料：小千谷市健康未来こども課

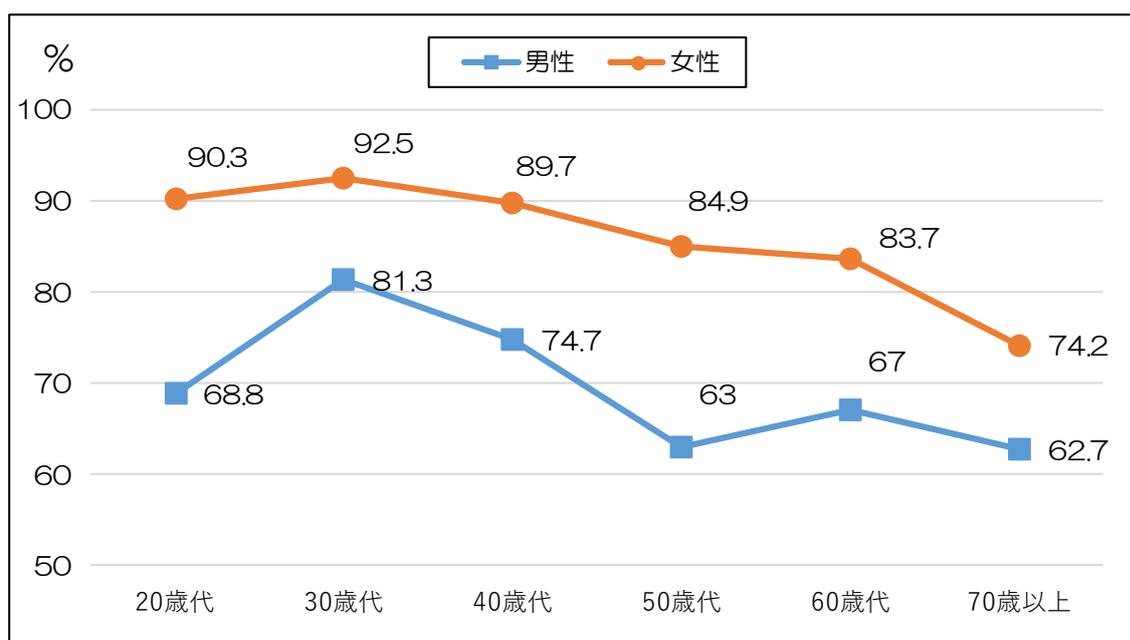
ストレスの解消が十分できている人の割合



	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
できている	20.4	15.6	13.7	11.8	15.5	18.0
何とかできている	49.7	45.0	40.8	48.1	54.5	52.1
あまりできていない	23.6	31.6	34.3	27.3	19.3	11.6
まったくできていない	5.2	6.7	9.4	6.4	3.8	3.2
ストレスは感じていない	1.0	0.4	0.9	2.7	4.9	9.9

資料：小千谷市「平成29年度 健康づくり意識調査」

ストレスや悩みがあるときに相談する相手がいる割合



資料：小千谷市「平成29年度 健康づくり意識調査」

【施策の方向】

(1) 「性と生殖に関する健康と権利」を尊重した健康支援

保育や学校現場において、性に関する知識の理解促進のため、発達段階に応じた性教育を行います。

妊娠期から子育て期の心身の不安に早期に対応するため、子育て世代包括支援センターを核として保健師、助産師など多職種が連携した支援と相談体制の充実を図ります。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1. 幼少期からの性教育	<ul style="list-style-type: none"> 男女における性の理解を促すため、発達段階に応じた性教育を行います。 性感染症、薬物乱用、未成年における喫煙、飲酒等の害について正しい理解を促します。 	学校教育課 健康未来こども課
2. 妊娠・出産・子育て・不妊に関する情報提供と支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターを核として支援と、相談体制の充実を図ります。 妊娠・出産に伴う心身の変化の理解を促すため、妊産婦訪問指導やうぶごえ教室などで情報提供します。 	健康未来こども課

(2) 性差に応じた健康支援

生活習慣病の早期発見と、生涯にわたった心身の健康を維持・増進することを目的としたがん検診等各種健（検）診においては、すべての年代や性別に受診しやすい体制を推進します。

女性に多い骨粗鬆症を予防することや、フレイル^{*1} 予防のために運動習慣の定着のための働きかけを行います。

性差や生活習慣による心身の状態の理解を促し、市民の自主的な健康づくりへの支援のため、健康教育や健康相談などの健康増進事業を実施します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1. 受診しやすい健（検）診体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査、人間ドック、がん検診等各種健（検）診において、日曜検診やレディース健診など、すべての年代や性別に受診しやすい体制を推進します。 	健康未来こども課

2.体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルに応じた健康増進を図るため、健康教育・健康相談を実施します。 ・骨粗鬆症検診をはじめとするフレイル^{※1} 予防のための事業を実施します。 	健康未来こども課
3.こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や研修会、ゲートキーパー養成講座^{※2}を実施します。 ・性差、年代に応じた個々の不安軽減のため、家庭訪問や相談会など、相談や見守り体制を充実します。 	健康未来こども課

※1 フレイル・・・高齢者の筋力や活動が低下している状態。要介護状態に至る前段階として位置づけられる。
 身体的、精神心理的、社会的な要因があり、環境因子に対する脆弱性が高まった状態

※2 ゲートキーパー養成講座・・・心理社会的問題や生活上・健康上の問題を抱えている人、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切に関わるための知識や技術を習得し、自殺予防の啓発普及ができる人材を養成することを目的とした講座

重点目標3 生活上の困難を抱える人への支援

【現状と課題】

経済状況や就業構造の変化によって雇用形態が不安定な非正規労働者が増加したことが、ひとり親家庭などの様々な事情と相まって、生活上の困難を抱える要因の一つとなっています。

男女問わず、病気、障がい、社会的孤立などの理由で経済的に困難を抱える人が、安定した生活を送れるように、経済的自立に向けた支援が必要です。

令和2年度未受給件数

児童扶養手当受給者数	179人
ひとり親医療費助成制度受給件数	540件
生活保護受給世帯数	131世帯

資料：「令和2年度小千谷の社会福祉」

【施策の方向】

(1)生活困窮者の生活の安定と自立に向けた支援

各種手当や助成制度を含む、生活困窮者への包括的支援により、生活の安定を図ります。

また、就労・キャリアアップを支援するとともに、経済的な困難を抱える子どもへの教育支援を行い、貧困の連鎖を断ち、経済的自立を支援します。

【主な事業と内容】

主な事業	事業内容	主管課
1.生活困窮者への包括的支援と連携	・経済的な困難を抱える人に対し、各種手当、助成制度により生活の安定を図るとともに、相談体制の充実と、関係課、関係機関が連携に努めます。	福祉課 健康未来こども課 市民生活課 建設課
2.経済的な困難を抱える人への就労支援	・経済的な困難を抱える人の就労・キャリアアップを支援し、経済的自立の促進を図ります。	福祉課 健康未来こども課 商工振興課
3.経済的な困難を抱える子どもへの教育支援	・経済的な困難を抱える子どもの教育支援を行います。	福祉課 学校教育課 健康未来こども課

第4章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 数値目標
- 4 SDGs（持続可能な開発目標）への取組

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を推進するためには、常に男女共同参画の視点を反映し、行政だけでなく、市民、事業所、各種団体等と連携し、一人ひとりが認識を深め、施策を進めていく必要があります。

(1) 市民参加

学識経験者、団体代表、市民からの公募委員で構成される「おぢや男女共同参画プラン推進懇談会」を開催し、計画の進捗状況や男女共同参画推進に関する意見を踏まえ、施策を推進します。

また、講演会などの啓発事業を企画・運営する市民組織である「おぢや男女共同参画交流会議」の活動を支援し、協働で取り組みます。

(2) 庁内推進体制

男女共同参画に関する施策に全庁的に取り組むため、「小千谷市男女共同参画推進委員会」を設置しています。また、推進委員会に関係課長で構成する幹事会を置き、計画を総合的に推進します。

(3) 国、県、他市町村、関係機関との連携

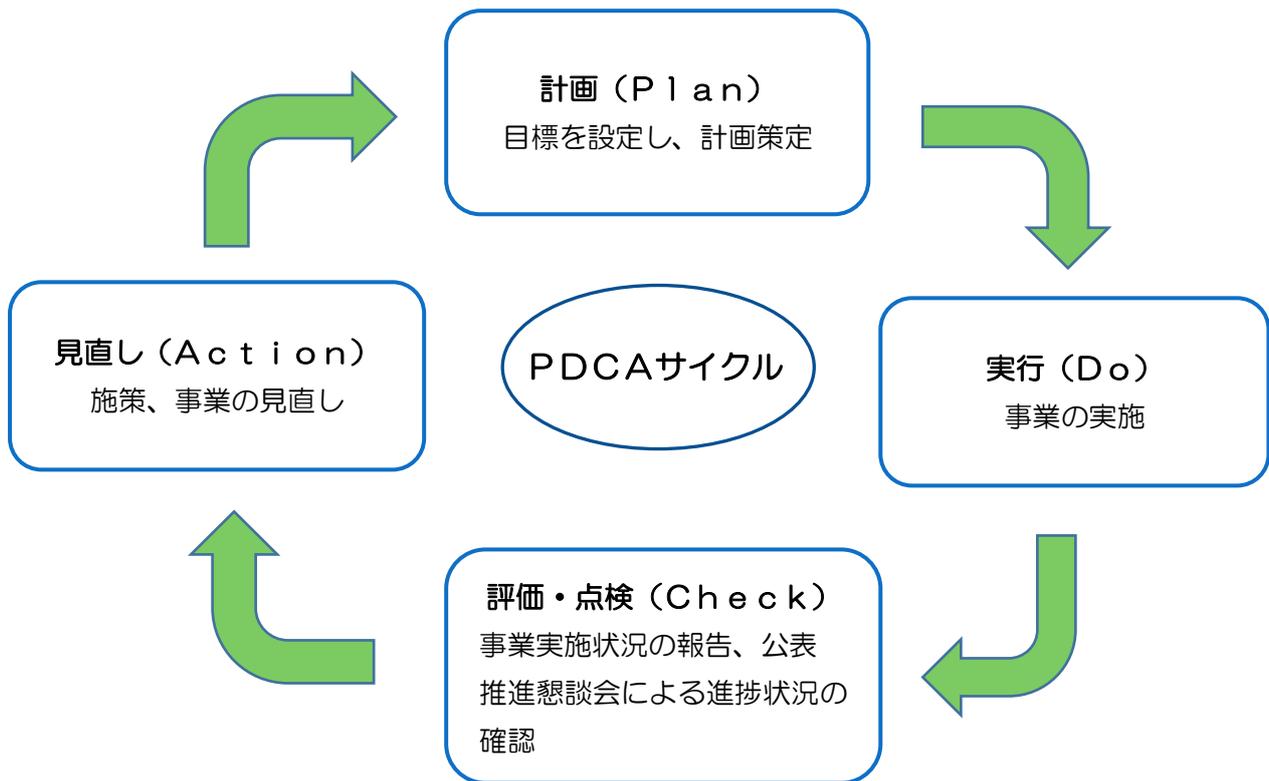
国、県、他市町村及び公益財団法人新潟県女性財団等の関係機関が発信する情報の収集に努め、市民に提供するとともに、連携を図りながら効果的に事業を進めます。

(4) 男女共同参画に関する調査・研究

市民や事業所の意識や実態を把握し、計画に反映させるための意識調査を実施するなど、調査研究を行います。

2 計画の進行管理

本計画に掲げる基本理念、基本目標を達成するために、「おぢや男女共同参画プラン推進懇談会」において進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。



※ PDCAサイクル

「計画 (Plan)」を立て、それを「実行 (Do)」し、実行の結果を「評価・点検 (Check)」して、さらに「計画の見直し (Action)」を行う一連の流れのこと。

3 数値目標

基本 目標	項 目	算出方法	2年度 目標値	2年度 実績値	8年度 目標値
Ⅰ	「男性は外で働き、女性は家庭」という考え方に「そう思わない」と回答する人の割合	市民意識調査	80%	69.8%	80%
	家庭の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	50%	43.3%	50%
	社会習慣（しきたり）で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	30%	20.0%	30%
	学校教育の場で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	80%	62.6%	80%
Ⅱ	地域において「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	40%	31.5%	40%
	各種審議会等委員に占める女性の割合	総務課調べ	35%	24.3%	35%
Ⅲ	職場の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	40%	31.1%	40%
	家庭内の役割分担の中で育児を男女平等に分担している人の割合	市民意識調査	40%	40.8%	50%
	男性の育児休業取得率	事業所意識調査	10%	14.3%	25%
	介護休業を取得した従業員がいる事業所の割合	事業所意識調査	—	10.3%	20%
	事業所における育児休業に関する規定の導入割合	事業所意識調査	95%	93.8%	100%
	事業所における介護休業に関する規定の導入割合	事業所意識調査	85%	89.2%	100%
Ⅳ	DVを経験した（振るわれた、振るった）ことがある人の割合	市民意識調査	減少させる	12.7% (前回調査より減少)	減少させる
	特定健康診査実施率	国法定報告	—	60.8%	65%

4 SDGs（持続可能な開発目標）への取組

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が同意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画においても、SDGsに向けて取り組み、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に各項目を意識しながら男女共同参画を推進します。

